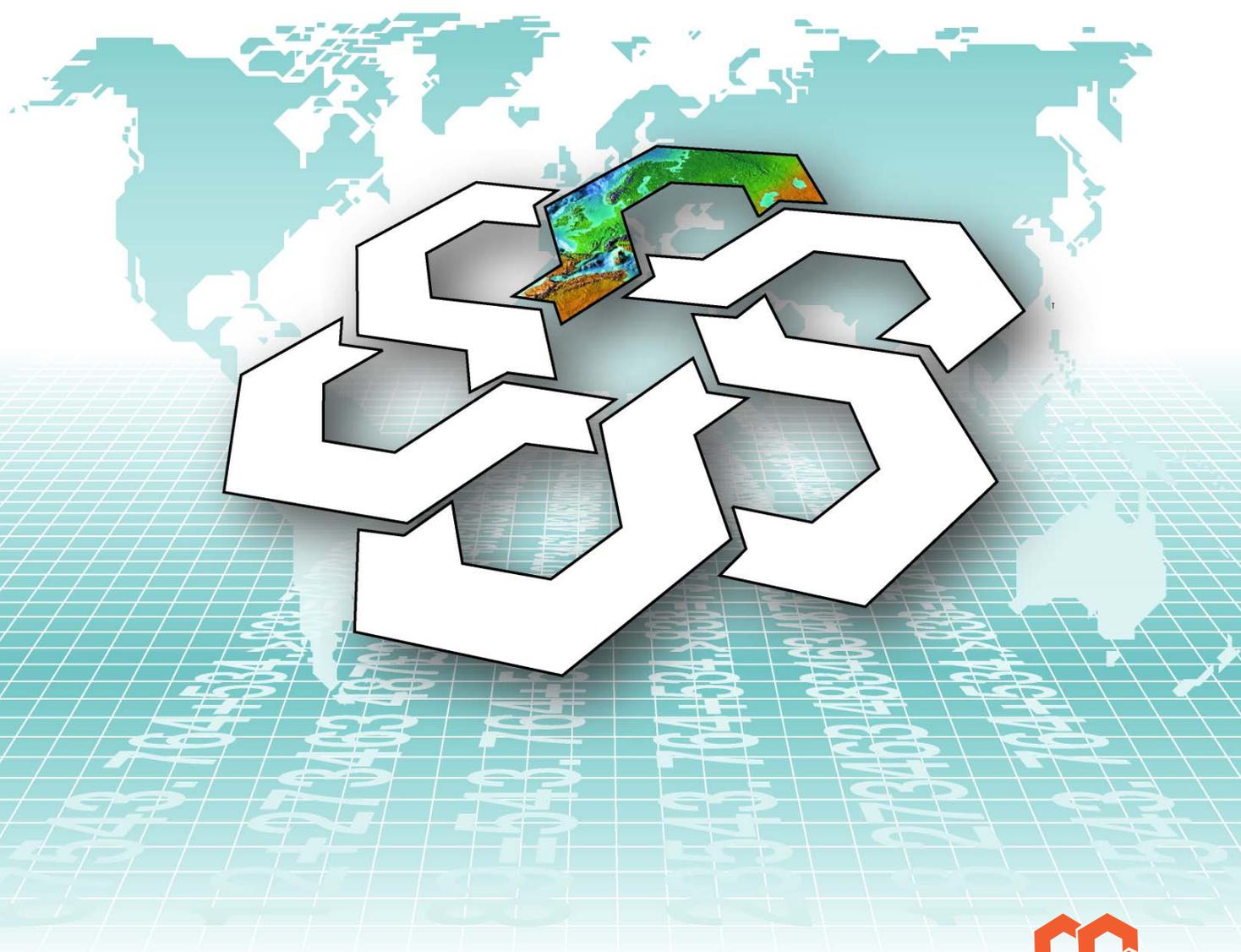


2008年3月

ディスカッション・ペーパー

IAS第19号「従業員給付」の改訂に関する予備的見解

コメント募集期限：2008年9月26日



2008年3月
March 2008

ディスカッション・ペーパー
DISCUSSION PAPER

IAS第19号「従業員給付」の改訂に関する予備的見解
Preliminary Views on Amendments to
IAS 19 Employee Benefits

コメント募集期限：2008年9月26日
Comments to be submitted by 26 September 2008

国際会計基準審議会®
International Accounting Standards Board ®

本訳は、企業会計基準委員会スタッフによる参考のための資料です。
ご利用にあたっては、必ず原文をご参照ください。

This translation is prepared by staff of the Accounting Standards Board
of Japan for the reference purpose only. Close attention to the
original document is strongly recommended.

This Japanese translation of IASB's discussion paper included in this publication is the copyright of International Accounting Standards Committee Foundation (IASCF). The Japanese translation has not been approved by the Review Committee appointed by IASCF.

本出版物に含まれている IASB のディスカッション・ペーパーの日本語訳は、国際会計基準委員会財団 (IASCF) の著作物である。日本語訳は、IASCF が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。

This discussion paper Preliminary Views on Amendments to IAS 19 Employee Benefits is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. Comments on the contents of the discussion paper should be submitted in writing so as to be received by **26 September 2008**. Respondents are asked to send their comments electronically to the IASB Website (www.iasb.org), using the 'Open to Comment' page.

All responses will be put on the public record unless the respondent requests confidentiality. However, such requests will not normally be granted unless supported by good reason, such as commercial confidence.

The IASB, the International Accounting Standards Committee Foundation (IASCF), the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

このディスカッション・ペーパー「IAS 第 19 号『従業員給付』の改訂に関する予備的見解」は、コメントを求めることを目的に、国際会計基準審議会 (IASB) によって公表されたものである。本ディスカッション・ペーパーの内容に対するコメントは、**2008 年 9 月 26 日**までに届くよう、文書で提出されなければならない。回答者は、IASB のウェブサイト (www.iasb.org) に、「コメントの募集」のページから電子的にコメントを提出するよう求められる。

すべての回答は回答者が守秘を要求しない限り公開の記録として取り扱われる。しかしながら、そのような要求は商業的な守秘事項などの正当な理由がない限り、通常は認められない。

国際会計基準委員会財団 (IASCF)、著者及び出版社は、本出版物の内容を信頼して行為を行う、或いは行為を控える人に対して生じる損失については、例えそれが過失などによるものであっても、当該損失に責任を負うものではない。

Copyright © 2008 IASCF®

コピーライト © 2008 国際会計基準委員会財団 (IASCF) ®

All rights reserved. Copies of the discussion paper may be made for the purpose of preparing comments to be submitted to the IASB, provided such copies are for personal or intra-organisational

use only and are not sold or disseminated and provided each copy acknowledges the IASCF's copyright and sets out the IASB's address in full. Otherwise, no part of this publication may be translated, reprinted or reproduced or utilised in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IASCF.

すべての権利は保護されている。本ディスカッション・ペーパーのコピーは、そのコピーが個人的又は組織内部だけの使用で、販売もしくは配布されることがなく、また、それぞれのコピーが IASCF の著作権であることを識別でき、かつ、IASB のアドレスを完全に表示している場合に限って、IASB へ提出されるコメントを作成する目的で作成可能である。そうでない場合、本出版物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IASCF による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。



**International
Accounting Standards
Committee Foundation®**

The IASB logo/‘Hexagon Device’, ‘eIFRS’, ‘IAS’, ‘IASB’, ‘IASC’, ‘IASCF’, ‘IASs’, ‘IFRIC’, ‘IFRS’, ‘IFRSs’, ‘International Accounting Standards’, ‘International Financial Reporting Standards’ and ‘SIC’ are Trade Marks of the IASCF.

IASB のロゴである‘Hexagon Device’、‘eIFRS’、‘IAS’、‘IASB’、‘IASC’、‘IASCF’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘国際会計基準’、‘国際財務報告基準’及び‘SIC’は IASCF の商標である。

Additional copies of this publication may be obtained from: IASC Foundation

本出版物の追加のコピーは、IASCF 財団から入手できる。

Publications Department, 1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749 Email: publications@iasb.org

Web: www.iasb.org

目次

	項
イントロダクション	
このプロジェクトを実施する目的	IN1-IN4
本ペーパーの構成	IN5-IN9
給付建債務の認識と表示	IN5-IN6
約定収益に基づく給付の会計処理	IN7-IN8
「いずれか高い額の」オプション付き給付約定の会計処理	IN9
次のステップ	IN10-IN12
予備的見解の要約	PV1-PV18
給付建約定の変動の遅延認識	PV2-PV4
給付建約定の表示アプローチ	PV5
定 義	PV6-PV8
拠出ベース約定に関する認識の論点	PV9-PV11
拠出ベース約定の測定	PV12
積立フェーズ後の約定の測定	PV13
拠出ベース約定の分解、表示及び開示	PV14-PV15
「いずれか高い額の」オプション付き給付約定	PV16-PV18
コメント募集	ITC1-ITC16
プロジェクトの範囲	ITC4
給付建約定の認識と表示	ITC5-ITC6
拠出ベース約定の定義	ITC7-ITC9
拠出ベース約定に関する認識の論点	ITC10
拠出ベース約定の測定	ITC11-ITC12
拠出ベース約定の分解、表示及び開示	ITC13-ITC14
「いずれか高い額の」オプション付き給付約定	ITC15
その他の事項	ITC16
第1章 イントロダクション	1.1-1.24
このプロジェクトを実施する理由	1.1-1.3
プロセス	1.4-1.12

プロジェクトの範囲	1.4-1.7
従業員給付ワーキンググループ	1.8-1.9
その他の論点	1.10-1.12
関連プロジェクト	1.13-1.23
FASB の退職後給付プロジェクト	1.14-1.16
財務諸表の表示	1.17-1.22
その他のプロジェクト	1.23
次のステップ	1.24
第 2 章 給付建約定に関する負債の変動の遅延認識	2.1-2.21
制度資産と給付建債務の変動	2.3-2.12
資産に係る期待収益	2.13-2.15
制度変更	2.16-2.21
第 3 章 給付建約定の表示アプローチ	3.1-3.35
代替アプローチ	3.4-3.32
アプローチ	3.10-3.16
3つのアプローチの検討	3.17-3.32
清算と縮小に関する利得又は損失の表示	3.33-3.35
第 4 章 拠出ベース約定の概論	4.1-4.18
背景	4.7-4.12
プロジェクトの範囲内の約定	4.13-4.17
資産ベースの収益	4.14-4.15
選択性を含む給付	4.16-4.17
要約	4.18
第 5 章 定義	5.1-5.61
退職後給付約定の定義	5.5-5.7
給付建約定の定義	5.8
拠出ベース約定の定義	5.9-5.11
拠出ベース約定の特徴	5.12-5.59
積立フェーズに依存した定義	5.13-5.16
約定収益は不要	5.17-5.23
資産、資産グループ又は指数からの収益に連動した約定収益	5.24-5.25

抛出額の積立て	5.26
抛出に係る期間の末日に既知である抛出金	5.27-5.51
権利確定条件から独立した定義	5.52
人口統計上のリスクから独立した定義	5.53-5.59
複数の結果を伴う給付約定	5.60-5.61
第 6 章 抛出ベース約定に関する認識の論点	6.1-6.13
権利が未確定の給付	6.3-6.5
給付の配分	6.6-6.9
追加負債の認識	6.10-6.12
将来期間に稼得する給付の認識	6.13
第 7 章 抛出ベース約定の測定－中心的な論点	7.1-7.43
会計単位の識別	7.3-7.6
測定属性の選択	7.7-7.35
キャッシュ・フローの見積り	7.9-7.18
貨幣の時間価値	7.19
リスクの影響	7.20-7.33
抛出ベース約定の測定に関するボードの予備的見解の要約	7.34-7.35
測定属性の識別	7.36-7.40
IAS 第 19 号が抛出建制度に分類している制度への影響	7.41-7.43
第 8 章 積立フェーズ後の給付の測定	8.1-8.11
支払中の給付	8.3-8.10
据置フェーズにおける給付	8.11
第 9 章 抛出ベース約定の分解、表示及び開示	9.1-9.17
抛出ベース約定の構成要素の分解	9.2-9.8
抛出ベース約定の構成要素の表示	9.9-9.12
開 示	9.13
影 響	9.14-9.17
IAS 第 19 号が抛出建制度に分類している制度	9.14-9.15
給付建約定と抛出ベース約定の間の相違	9.16-9.17

第 10 章 「いずれか高い額の」オプション付き給付約定	10.1-10.14
「いずれか高い額の」オプションの別途の認識	10.2-10.9
給付建の主たる約定とは別に認識される「いずれか高い額の」オプションの測定	10.10-10.13
給付建の主たる約定とは別に認識される「いずれか高い額の」オプションの分解と表示	10.14

付 録

- A 給付約定の分類
- B 0 パーセントの固定収益を伴う現在給与約定と全期間平均給与比例約定の比較
- C 拠出ベース約定に関するボードの予備的見解と現行 IAS 第 19 号の規定の比較

イントロダクション

このプロジェクトを実施する理由

- IN1 このディスカッション・ペーパーは、IAS 第 19 号「従業員給付」の改訂に関する国際会計基準審議会（以下「IASB」又は「ボード」という。）の予備的見解を示している。
- IN2 退職後給付約定の会計処理は、財務報告上の重要な論点である。事例証拠と学問的研究の結果は、退職後給付約定に関して企業が提供する情報を、多くの財務諸表利用者が十分に理解していないことを示唆している。会計処理の規定は、退職後給付約定に関して高品質で透明性のある情報を提供できなくしているとして、財務諸表の利用者と作成者の双方から批判を受けている。例えば、利得及び損失の認識の遅延及び不適切な測定方法の仕方は、財政状態計算書に誤解し易い数字を混入させる。また、利得及び損失を認識するにあたって複数の選択肢が存在し、その定義に明確さが欠けているため、比較可能性を低下させている。
- IN3 このプロジェクトは、退職後給付約定の会計処理のレビューを求める要望に応える形でボードが実施するものである。これらの要望の大半は、以前のボードの IAS 第 19 号の改善案に対してコメントした人達から寄せられたものである。長期的に、ボードは退職後給付約定に関する共通の基準の達成に向けて、米国財務会計基準審議会（FASB）と協力する意向にある。この目標の達成には多くの年月を要する。したがって、ボードは、とりあえず短期的な改善を達成して、退職後給付約定に関してより良い情報を利用者に提供する必要があると考える。
- IN4 したがって、このディスカッション・ペーパーは、ボードが退職後給付約定の会計処理に関して実施するプロジェクトの最初のステップである。このプロジェクトは範囲を次の論点に限定して実施される。
- (a) 給付建制度から生じるいくつかの利得及び損失の遅延認識
 - (b) 給付建負債の表示
 - (c) 拠出金と約定収益に基づく給付の会計処理
 - (d) 「いずれか高い額の」オプション付き給付約定の会計処理

本ペーパーの構成

給付建負債の認識と表示

- IN5 本ペーパーの最初の部分は、IAS 第 19 号の遅延認識・平準化特性を削除する給付建約定に関する会計処理の改善について論じている。これらの改善は、制度資産の価値と退職後給付債務のすべての変動を、変動の生じた期間に認識することを求めている。
- IN6 ボードは、給付建約定のすべての変動の即時認識が、これらの変動の構成要素をどのように表示するかという論点が引き起こすことを認める。本ペーパーは表示についての考えられるアプローチについて検討し、見解を求めている。ボードは、公開草案を作成する際、財務諸表の表示に関するプロジェクトの進捗状況と本ペーパーに関して寄せられたコメントを勘案して表示アプローチを決定する。

約定収益に基づく給付の会計処理

- IN7 IAS 第 19 号は、拠出金と資産に係る約定収益に基づいたいくつかの給付約定に関して、負債の忠実な表示をもたらしていない。本ペーパーは、新たなカテゴリーの約定—拠出ベース約定—の定義に基づいて、この測定欠陥を克服し、その給付約定の条件が変化しないと仮定して公正価値でそれらを測定するというアプローチを概説している。
- IN8 ボードは、退職後給付約定に関するこのプロジェクトを比較的短期間で完了する意向にある。したがって、ボードは、提案する変更の範囲を限定するために、典型的な最終給与比例の給付建年金制度の測定を取り扱わないことを決めた。

「いずれか高い額の」オプション付き給付約定の会計処理

- IN9 事業主は、場合によっては複数の所定の金額のいずれか高い額の方を従業員に約束している（言い換えると、その約定は組込オプション又は保証を含んでいる）。こうした約定は、「いずれか高い額の」オプション付きといわれている。IAS 第 19 号は、「いずれか高い額の」オプション付き給付約定を給付建制度に分類している。しかし、給付建約定に関する IAS 第 19 号の測定アプローチは、こうした約定に関する負債を過小に見積もる可能性がある。ボードの予備的見解は、給付建約定と拠出ベース約定のいずれか高い額の方を受け取るオプションは、その給付約定の条件が変

化しないと仮定して、公正価値で別途認識され測定されるべきというものである。

次のステップ

- IN10 ボードは本ペーパーに対する回答を詳細に検討し、その予備的見解を修正し又は確定する。続いて、ボードは一般からのコメントを募集するために IAS 第 19 号改訂の公開草案を作成する。
- IN11 これを行う際、ボードは、財務諸表の利用者が企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を評価するためにレリバントで信頼できる情報を受け取る必要性に特に注意を払う。また、この情報を提供する企業の潜在的費用にも留意する。
- IN12 IASC 財団の規約は、基準案について話し合う公聴会の開催を検討し、その基準案が実際的で運用可能であることを保証するフィールド・テストの実施（先進諸国と新興市場の両方で）を検討することをボードに求めている。ボードは、本ペーパーに対する回答をレビューする際、公聴会を開催することによりコメント・レター及び従業員給付ワーキンググループから得られた以上の情報を得ることができるか否かを決定する。ボードは、本ペーパーに対するコメントの募集期間中にフィールド・テストを実施する計画はない。ボードは、このプロジェクトにおいて、後にフィールド・テストを実施することが適切であるか否かを検討する。

予備的見解の要約

PV1 ボードの予備的見解の要約は以下に掲げるとおりである。

給付建約定の変動の遅延認識（第2章）

PV2 企業は、制度資産の価値及び退職後給付債務のすべての変動を、これらが発生した期間の財務諸表において認識すべきである。

PV3 企業は、資産に係る収益を期待収益と保険数理差損益に区分すべきではない。

PV4 企業は、権利が未確定の過去勤務費用を制度の変更された期間に認識すべきである。

給付建約定の表示アプローチ（第3章）

PV5 ボードは、包括利益計算書での退職後給付費用の構成要素の表示に関して、予備的見解を表明しない。その代わりにボードは、退職後給付費用に関する情報の表示に使用できる3つの表示アプローチを概説する。次のアプローチである。

アプローチ1：企業は、給付建債務及び制度資産の価値のすべての変動を、これらが発生した期間の純利益に含めて表示する。

アプローチ2：企業は勤務に関連する費用を純利益に含めて表示する。企業は他の費用のすべてをその他の包括利益に含めて表示する。

アプローチ3：企業は、財務上の仮定の変更から生じる再測定値を、その他の包括利益に含めて表示する。財務上の仮定の変更から生じる再測定は、割引率の変更と制度資産の価値の変動により引き起こされる。企業は、財務上の仮定の変更から生じたものを除いた退職後給付費用（勤務に関連する費用、利息費用、利息収入等）の金額の変動を、純利益に含めて表示する。

定義（第5章）

PV6 IAS第19号に含まれる退職後給付と給付建制度の定義は、次のとおりに改められるべきである（下線箇所は新たな文言に相当し、抹消箇所は削除された文言に相当す

る)。

(修正前) 退職後給付とは、雇用関係の終了後に支払われる従業員給付(解雇給付を除く)をいう。

(修正後) 退職後給付約定とは、雇用関係の終了後に支払われる従業員給付(解雇給付を除く)を支給する義務を企業が負う正式な又は非公式の取決めをいう。

(修正前) 給付建制度とは、拠出建制度以外の退職後給付制度をいう。

(修正後) 給付建約定とは、拠出ベース約定以外の退職後給付約定をいう。

PV7 拠出ベース約定の定義は、次のとおりに導入されるべきである。

拠出ベース約定とは、積立フェーズ中の給付を次のとおりに表現することのできる退職後給付約定をいう。

- (i) 各報告期間について、権利確定リスク又は人口統計上のリスクの影響以外は当該期間の末日に既知である、実際の又は名目的拠出金の積立額
- (ii) 実際の又は名目的拠出金に係る約定収益は、資産、資産グループ又は指数からの収益に連動している。拠出ベース約定は約定収益を含む必要はない。

PV8 IAS 第19号に含まれる「退職後給付制度」と「拠出建制度」の定義は削除されるべきである。

拠出ベース約定に関する認識の論点 (第6章)

PV9 企業は、権利が確定した拠出ベース約定及び権利が未確定の拠出ベース約定の両方を、負債として認識すべきである。

PV10 企業は、拠出ベース約定の下で稼得された給付を、給付算定式に従って勤務期間に配分すべきである。

PV11 従業員が報告日の直後に離職するとした場合に、事業主が支払わなければならない給付により算定される追加額を認識する規定は、存在すべきでない。

拠出ベース約定の測定（第7章）

PV12 企業は、拠出ベース約定に関する負債を、その給付約定の条件が変化しないと仮定して、公正価値で測定すべきである。

積立フェーズ後の約定の測定（第8章）

PV13 企業は、支払フェーズと据置フェーズの給付負債を、積立フェーズの給付負債を測定するときと同じように測定すべきである。

拠出ベース約定の分解、表示及び開示（第9章）

PV14 企業は、拠出ベース約定に関する負債価値の変動を、勤務費用とその他の価値変動に分解すべきである。

PV15 企業は、拠出ベース約定に関する負債の価値のすべての変動と制度資産の公正価値のすべての変動を、純利益に含めて表示すべきである。

「いずれか高い額の」オプション付き給付約定（第10章）

PV16 退職後給付約定が、給付建約定と拠出ベース約定のいずれか高い額の方であるとき、企業は、「主たる」給付建約定を給付建約定と同じように認識し、会計処理すべきである。その企業は、「いずれか高い額の」オプションを別途認識すべきである。

PV17 企業は、主たる給付建約定とは別に認識される「いずれか高い額の」オプションを、その給付約定の条件が変化しないと仮定して、公正価値で測定すべきである。

PV18 企業は、主たる給付建約定とは別に認識される「いずれか高い額の」オプションに関する負債の変動を、勤務費用とその他の価値変動に分解し、両方の構成要素を純利益に含めて認識すべきである。

コメント募集

- ITC1 ボードは、本ペーパーに含まれるすべての事項に対して、特に下記の質問に関してコメントを求める。コメントは、次のものが望ましい。
- ・ 掲げられている質問に対するコメント。
 - ・ コメントに関係する項を明記する。
 - ・ 明確な根拠を含める。
 - ・ ボードが検討すべきである代替案を記載する。
- ITC2 コメント提出者は、質問のすべてに対してコメントする必要はない。ボードは現時点において、追加的論点に関するコメントは求めている。
- ITC3 ボードは、2008年9月26日までに書面で受け取ったすべてのコメントを検討する。

プロジェクトの範囲

- ITC4 このプロジェクトは特定の論点のみを取り扱う。第1章は、プロジェクトの範囲がどのようにして決定されたかを説明し、より包括的なレビューにおいて検討されるであろう追加的論点を掲げている。欧州財務報告アドバイザー・グループ（EFRAG）は最近、これらの追加的論点のいくつかについて検討しているディスカッション・ペーパー「年金の財務報告」*を公表した。

質問 1

限られた期間の中で特定の論点を検討するという IASB プロジェクトの方針を前提とした場合、ボードがこのプロジェクトの一部として検討すべき論点がほかにもあると思いますか。あるとすれば、それらの論点を優先事項であるとする理由を述べてください。

給付建約定の認識と表示

- ITC5 第2章は、給付建約定の認識に関するボードの検討について述べている。ボードの

* IASB は、コメント募集のために文書を発表する際、読者に対して代替案の存在を伝えるという方針を取っている。IASB はこれらの代替案について検討しておらず、したがって、参照することは IASB の支持を示すものではない。むしろ、参照することによって、関係者による代替案の検討を促すという意味がある。

予備的見解は PV2 から PV4 に要約されている。

質問 2

ボードがその予備的見解に至る際に検討すべきであったのに検討しなかった要因はありますか。あるとすれば、それらの要因とは何ですか。それらの要因は、ボードに対してその予備的見解の再検討を強いるに十分な理由となり得ますか。もしそうであれば、なぜですか。

ITC6 第 3 章は、給付建費用の構成要素を表示する代替アプローチを示し、各アプローチの相対的メリットを分析している。これらのアプローチは PV5 に要約されている。

質問 3

- (a) 給付建費用の変動を表示するアプローチの中で、財務諸表の利用者に最も有用な情報を提供するのはいかなるアプローチですか。それはなぜですか。
- (b) 利用者にとっての情報の有用性を評価する際、あなたは次のそれぞれの要因のそれぞれをどのくらい重視しますか。また、なぜですか。
 - (i) 給付建費用のいくつかの構成要素をその他の包括利益に含めて表示すること
 - (ii) 公正価値に関する情報の分解
- (c) 表示アプローチのそれぞれを適用すると、どのような問題が生じますか。

質問 4

- (a) 財務諸表の利用者により有用な情報を提供するためには、ボードは、本ペーパーの中で説明されているアプローチをどのように改善すべきですか。
- (b) 財務諸表の利用者により有用な情報を提供する代替的な表示アプローチがあったら、説明してください。そのアプローチは、どのようにして財務諸表の利用者により有用な情報を提供しますか。

抛出ベース約定の定義

ITC7 本ディスカッション・ペーパーは、新たなカテゴリーの退職後給付約定—「抛出ベース」約定—を導入している（第 5 章）。ボードの予備的見解は、抛出ベース約定の

会計処理は、第 6 章から第 9 章までの章の中で述べられているとおりに行われるべきというものである。

- ITC8 ボードが拠出ベース約定を定義する意図は、IAS 第 19 号の測定規定を適用することが困難な約定を捉えることにある。しかし、ボードは、これらの約定を区別する適切な概念的方法を見い出そうとする中で、このプロジェクトの範囲内に、IAS 第 19 号の測定規定を適用することがさほど困難ではないいくつかの約定を含めた。具体的には、その範囲には、拠出金に係る固定収益を含む給付の約定が含まれている。

質問 5

ボードはこのプロジェクトで扱うべき約定を適切に識別したということに同意しますか。同意できないとしたら、プロジェクトにどの約定を含め、どの約定を除くべきですか。また、なぜですか。

質問 6

ボードの提案に従った場合、多くの約定が給付建てから拠出ベースに分類し直されることになると思いますか。これらの提案によって、仮にありとすれば、企業はどのような実務的な困難性に直面しますか。

- ITC9 拠出ベース約定は、本ペーパーでなされている定義によれば、IAS 第 19 号が拠出建制度に分類している約定を含む。ボードは、この提案によって、IAS 第 19 号における拠出建制度の定義を満たす、ほとんどの約定の会計処理に大幅な変更が生じることを望まない。

質問 7

提案は目的を達成しますか。達成しないとすれば、それはなぜですか。

拠出ベース約定に関する認識の論点

- ITC10 第 6 章は、拠出ベース約定に関する認識の論点について述べている。ボードの予備的見解は、PV9 から PV11 に要約されている。

質問 8

これらの予備的見解について何かコメントすることはありますか。あるとすれば、どんなことですか。

拠出ベース約定の測定

ITC11 第7章は、拠出ベース約定の測定に関するボードの検討について述べている。ボードの予備的見解は、企業は、拠出ベース約定に関する負債を、その給付約定の条件が変化しないと仮定して、公正価値で測定すべきというものである。ボードは、給付約定の条件が変化しないと仮定した上での公正価値は、本ペーパーに掲げる測定目的に適うと判断している。すなわち、それは次の点に基づいている。

- (a) キャッシュ・フローの明示的で、バイアスのない、市場と整合し、確率加重された、現時点での見積り
- (b) 貨幣の時間価値を含めるために、見積り将来キャッシュ・フローを調整する現時点での市場割引率
- (c) 給付の条件が変化するリスク以外のリスクの影響

質問9

- (a) 本ペーパーに掲げる測定目的に、より適う代替的な測定アプローチはありますか。そのアプローチがどのようなものであるかを述べ、なぜ測定目的により適うのかを説明してください。
- (b) ボードの退職後給付約定プロジェクトのこの段階において、リスクの影響をその測定アプローチの構成要素としてどの程度まで含めるべきですか。これをどのように行うべきですか。

ITC12 拠出ベース約定と給付建約定の定義は、積立フェーズ期間中の給付約定の性質に依存している。ボードの予備的見解は、同一の負債が、積立ての方法次第で異なる方法で測定されることになるとしても、支払フェーズと据置フェーズの給付負債を、積立フェーズの給付負債を測定するときと同じように測定すべきである、というものである。ボードの理由は第8章に示されている。

質問10

- (a) 支払フェーズと据置フェーズの給付負債を、積立フェーズの給付負債を測定するときと同じように測定すべきである、という考えに同意しますか。同意できないとしたら、それはなぜですか。
- (b) 支払フェーズ期間中の拠出ベース約定に関する負債を、その給付約定の条件が変化しないと仮定して公正価値で測定するのは、どのような点で困難ですか。

拋出ベース約定の分解、表示及び開示

ITC13 ボードの予備的見解は、企業は拋出ベース約定に関する負債の価値の変動を、勤務費用とその他の価値変動のみに分解すべきというものである。ボードは、拋出ベース約定に関する負債の公正価値の変動のさらなる分解を、客観的な方法で達成するのは難しいと考える。

ITC14 ボードの予備的見解は、拋出ベース約定に関する負債の価値のすべての変動と制度資産の公正価値のすべての変動を、純利益に含めて表示すべきというものである。

質問 11

- (a) 拋出ベース約定に関する負債の変動についての情報は、どの程度まで分解するのが財務諸表の利用者にとって有用ですか。それはなぜですか。
- (b) 拋出ベース約定に関する負債の変動を、給付建約定に求められている構成要素と同様の構成要素に分解するのは困難であるという考えには同意しますか。同意できないとしたら、それはなぜですか。

質問 12

拋出ベース約定に関する負債の変動は、

- (a) 制度資産の価値のすべての変動と共に、純利益に含めて表示されるべきですか。それとも、
- (b) 給付建約定に関する負債の変動表示に倣うべきですか（第3章を参照）。それはなぜですか。

「いずれか高い額の」オプション付き給付約定

ITC15 給付が給付建約定と拋出ベース約定のいずれか高い額の方である給付約定に関するボードの予備的見解は、PV16 から PV18 に要約されている。

質問 13

- (a) 企業が、主たる給付建約定とは別に認識する「いずれか高い額の」オプションを識別し、測定するのは、どのような点で困難ですか。
- (b) 「いずれか高い額の」オプション付き給付約定に関する提案に対して、他に何かコメントしたいことはありますか。あるとしたら、どんなことですか。

その他の事項

ITC16 ボードは、このプロジェクトの後の段階において、退職後給付約定に対して求められる開示についてレビューする意向にある。そのレビューの一環として、ボードは様々な国と地域の開示のベスト・プラクティスを検討する意向にある。例えば、退職後給付負債の測定に使用した死亡率に関する情報の開示を求める明示的な規定が導入されれば、利用者はそれらの負債の測定に影響を及ぼしている内在的不確実性を理解できるようになると考えられる。

質問 14

ボードはそのレビューの一環としてどういった開示を考慮すべきですか。

質問 15

本ペーパーに関して他に何かコメントしたいことはありますか。あるとしたら、どんなことですか。

第1章 イントロダクション

このプロジェクトを実施する理由

- 1.1 本ディスカッション・ペーパーは、国際会計基準審議会（以下「IASB」又は「ボード」という。）が退職後給付約定の会計処理に関して実施するプロジェクトの、最初のステップである。当該給付の会計処理は重要な財務報告の論点である。当該給付の会計処理の妥当性に関する懸念が広がっている。例えば、遅延認識モデルは、制度が積立不足であるときに資産が認識され、制度が積立超過であるときに負債が認識されるという状況を生むことがある。また、IAS 第19号によって求められる測定では、ある状況において給付約定に関する負債を忠実に表現することができないという見解を持つ人達もいる。
- 1.2 事例証拠と学術研究の結果は、退職後給付約定は重大なリスクをもたらすということに財務諸表利用者も同意するものの、退職後給付約定について企業が提供する情報を、財務諸表利用者の多くが理解していないことを示唆している。現行の会計処理の規定では、退職後給付約定に関して高品質で透明性のある情報を提供できないとして、財務諸表の利用者と作成者の双方から批判を受けている。
- 1.3 ボードは、退職後給付約定に関する会計処理のレビューを迫られている。オフバランス・シート特性を有する契約、特別目的事業体及び発行会社によるファイリングの透明性に関する2003年のサーベンス・オクスリー法のセクション401(c)に基づく報告及び提言の中で、米国証券取引委員会のスタッフは、IASBと米国財務会計基準審議会（FASB）に対し、給付建年金制度の会計処理を合同で取り扱うよう勧告した。同様に、IAS 第19号「従業員給付」の改善のためにIASBが以前に実施したプロジェクトに関するコメント・レターの中で、多くのコメント提出者は、退職後給付約定の会計処理を包括的にレビューして財務諸表の質と透明性を改善させる必要があると述べた。これを受け、2006年7月に、ボードは退職後給付約定の会計処理に関するプロジェクトをアジェンダに追加した。当該プロジェクトの必要性は欧州財務報告アドバイザー・グループ（EFRAG）の支持を受けてさらに固まった。EFRAGは2008年1月にディスカッション・ペーパー「年金の財務報告」を公表した。公表の目的は、雇用に関連する年金給付について将来の会計基準に反映させることのできる原則を見直し、当該原則に関する議論を促進することにあった。

プロセス

プロジェクトの範囲

- 1.4 退職後給付会計のすべての分野を扱う包括的なプロジェクトは、完了までに長い年月を要するであろう。ボードは、退職後給付約定に関するより良い情報を財務諸表利用者に提供する必要性が短期的に存在することを認識している。したがって、ボードはIAS 第 19 号の改善を目指したプロジェクトに着手することとした。
- 1.5 このプロジェクトにおいて、ボードは、企業の退職後給付約定に関する負債の認識と測定的主要な欠陥を改善させることを目指している。これを適時に達成するためには、プロジェクトの範囲を限定する以外にない。範囲の限定は必然的にある程度の妥協を伴うが、ボードは、本ペーパーに掲げられた改善の見込みは有意義であると考えている。
- 1.6 ボードは、このプロジェクトの範囲決定に、次の規準を用いた。
- (a) その論点が、作成者が IAS 第 19 号の適用する場合に、現在抱える問題を引き起こしている。
 - (b) 典型的な拠出建制度及び典型的な最終給与比例制度の退職後給付債務の測定に現在使用されている技法の根本的な変更を伴わない、当該問題の代替的な解決策が存在する。
 - (c) 変更により財務報告の意思決定有用性を改善させ、財務諸表で報告される金額の理解を改善させる。
- 1.7 その結果、ボードは次の項目を範囲に含めることを決定した。
- ・ 給付建制度から生じる一部の利得及び損失の遅延認識
 - ・ 給付建負債の表示（清算及び縮小の費用の表示を含む。）。
 - ・ 拠出金と約定収益に基づく給付の会計処理（定義の明確化を含む。）
 - ・ 「いずれか高い額の」オプション付き給付約定の会計処理

従業員給付ワーキンググループ

- 1.8 ボードは、年金数理人（アクチュアリー）、監査人、財務諸表の作成者と利用者、規制当局等の様々な専門的な観点からこのプロジェクトを手助けするため、従業員給付ワーキンググループを設置した。このワーキンググループは、様々な退職後給付制度の運用、管理、評価、財務報告、監査又は規制に関して豊富な実務経験を有する上級専

門家で構成されている。

- 1.9 このワーキンググループは 2007 年 6 月に開催された。このワーキンググループのメンバーは、本ペーパーのドラフトのレビューの面でもボードを支援した。ボードは、ワーキンググループのメンバーがこのプロセスに注いだ時間と労力並びに果たした貢献の質を高く評価している。本ペーパーに含まれる提案に関して、グループのメンバーから得られたコメントと助言は非常に有益であった。ボードは、本ペーパーに含まれる提案を基に公開草案の作成を進める中で、引き続きワーキンググループから助言を期待している。

その他の論点

- 1.10 ボードは、このプロジェクトが退職後給付の会計処理の包括的なレビューを網羅していないことを認める。ボードは、退職後給付約定の会計処理の変更が続くことの不利を認識した上で、本ペーパーに含まれる提案は、退職後給付約定の会計処理を短期的に大幅に改善させる可能性を有すると結論付けた。また、ボードは、このプロジェクトから生じる規定が定着することを期待している。

- 1.11 検討できたかもしれない論点は、次のとおりである。

- ・ **給付算定式に基づく債務の認識。** IAS 第 19 号は、企業の認識する退職後給付約定債務は給付算定式に応じて算定されるとしている。これは、権利が未確定の給付を企業が負債として認識することを意味する。これは、他の国際財務報告基準 (IFRSs) における負債の認識と整合しない。このトピックに関するレビューには、権利が未確定の給付を負債として認識することの是非と、給付算定式が給付に従業員の勤務期間にわたって均一に帰属させていないときに負債をどのように認識すべきかという点の検討が含まれることになる。
- ・ **債務の測定。** IAS 第 19 号の測定モデルは、他の IFRSs における測定モデルとは大幅に異なる。予測給付 (昇給を含む) に基づいて退職後給付債務を測定する IAS 第 19 号の規定には、重大な欠陥があると主張する人達もいる。これは、SFAS 第 158 号「給付建年金及び他の退職後制度に関する事業主の会計処理」に関して FASB が受け取ったコメント・レターに多く見られた不満であった。測定の包括的なレビューには、次の内容が含まれることになる。
 - (i) 将来給付の現在価値を算定するための予測単位積増 (PUC) 方式の使用、及び給付の取決めのすべてのタイプに対する代替的な測定方法の検討。これらの測定方法には、累積給付、予測給付、公正価値及び清算価値を含む。
 - (ii) 用いる仮定 (割引率を含む。) の選択のための規準

- ・ **運営企業の財務諸表における総年金資産と総負債の連結ではなく純債務での表示。** IAS 第 19 号は、運営企業が基金を支配しないことを仮定し、年金不足額又は超過額の純額を認識することを企業に求めている。運営企業が基金を支配している場合、運営企業は基金をその財務諸表に連結することになる。このトピックのレビューでは、ボードの連結プロジェクトを退職後給付の取決めに適用することについて、検討がなされる。
- ・ **複数事業主制度。** 複数事業主給付建制度に関し、IAS 第 19 号は、給付建債務、制度資産及び制度関連費用の比例持分を、単一事業主給付建制度と同じように会計処理するよう企業に求めている。しかし、IAS 第 19 号は、十分な情報を得られないときには給付建での会計処理の適用を免れると定めている。その場合、企業は拠出建での会計処理を適用し、その事実を開示する。これは、企業がその制度負債の持分をその財務諸表で認識しない場合があることを意味している。

1.12 ボードは、これらのその他の論点を将来 FASB と合同で取り扱い、退職後給付約定に関する共通の基準作りに向けて協力していく予定である。1.14 項から 1.16 項は、このプロジェクトを FASB の退職後給付プロジェクトに関連付けている。

関連プロジェクト

1.13 このセクションは、このプロジェクトを他の基準設定プロジェクト、特に FASB の退職後給付プロジェクト、ボードの財務諸表の表示プロジェクト及びその他の IASB のプロジェクトに関連付けている。

FASB の退職後給付プロジェクト

1.14 FASB は、2006 年 9 月に SFAS 第 158 号を公表した。それは FASB の退職後給付関連プロジェクトの第 1 フェーズの成果であり、次の項目を認識するよう企業に求めている。

- (a) 財政状態計算書における退職後給付債務の全額
- (b) 遅延認識を規定している現行の SFAS 第 87 号「事業主の年金会計」、SFAS 第 88 号「給付建年金制度の清算と縮小、退職給付の会計処理」及び SFAS 第 106 号「年金以外の退職後給付に関する事業主の会計」に従って損益計算書で認識する退職後給付費用。
- (c) その期間中に発生するが、その他の包括利益を通じて、純期間給付費用の構成要素として認識されない金額。これらの金額は、SFAS 第 87 号、SFAS 第 88 号又は SFAS 第 106 号の遅延認識特性に従ってリサイクルされる。

- 1.15 この IASB プロジェクトは、FASB の第 1 フェーズとは目標が異なる。しかし、両ボードは共に、退職後給付約定に関する共通の基準を最終目標としている。両ボードは、退職後給付会計の短期的な改善の必要性及び包括的な再検討という同一の課題を抱えている。ただし、優先する短期的な改善アプローチは両ボードの間で異なる。特に、IASB は、
- ・ 財務諸表の表示プロジェクトの作業が完成していない中で、リサイクルを現在求めている基準にリサイクルを導入することに消極的であり、
 - ・ これまでの協議において、認識と表示に関連する論点を先送りするのではなく前倒しして処理するよう求められており、
 - ・ これまでの協議において、拠出金と資産ベースの収益に基づく給付の測定を取り扱うよう求められている。
- 1.16 したがって、FASB のプロジェクトと IASB のプロジェクトは平行プロジェクトとみなされるべきである。各ボードは相手方の作業をモニターし、相手方の経験から学ぶ。特に、両ボードは、相手方がその協議文書に対して受領したコメント・レターを役立てる。IASB と FASB は、IASB がこのプロジェクトを完了した後に、共通の基準の実現方法をレビューする。それまで、FASB は、両ボードに共同作業を開始する機会を提供する、FASB の第 2 フェーズの局面の取組みを継続する。

財務諸表の表示

- 1.17 2004 年 4 月に、IASB と FASB は、それぞれの業績報告プロジェクトを統合した財務諸表の表示の共同プロジェクトを開始した。当該プロジェクトの目的は、財務諸表の表示の方法に関して共通の基準を設定することにある。
- 1.18 IASB はその財務諸表の表示プロジェクトの第 1 フェーズの成果を、2007 年 9 月に IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の改訂版として公表した。IAS 第 1 号の改訂版は、所有者との取引以外による持分変動のすべてを含んだ、単一の又は複数の包括利益計算書を表示するよう企業に求めている。
- 1.19 当該プロジェクトの第 2 フェーズは、次の根本的な表示の論点を取り扱っている。
- ・ 各財務諸表の情報を集約し、分解するための原則を開発する。
 - ・ 企業が各財務諸表に表示する合計と小計を定義する（これには事業、財務といったカテゴリーを含むかもしれない）。
 - ・ 企業はその他の包括利益の構成要素（その他の認識された収益と費用）を純利益にリサイクルすべきか否か、リサイクルする場合、リサイクルすべき金額に

関する取引、その他の事象及び状況の特徴や、リサイクルがいつ生じるべきかを定める。

- ・ キャッシュ・フロー計算書に関する規定をレビューする（営業キャッシュ・フローの算定に直接法の使用を求めるべきか、あるいは間接法の使用を求めるべきかを含む。）。

1.20 この第2フェーズのディスカッション・ペーパーは、2008年第2四半期に公表される見込みである。したがって、財務諸表の表示プロジェクトに関するディスカッション・ペーパーとこのプロジェクトに関するディスカッション・ペーパーは同じ時期にコメント募集を行う。

1.21 ボードは、財務諸表の表示プロジェクトによってIAS第1号がさらなる改訂をされる時に、IAS第1号に依存する提案を本ペーパーに掲げることについての懸念に留意した。しかし、ボードは、1つのプロジェクトの遅れが原因で別のプロジェクトに遅れが生じるリスクを冒したくないと考えた。各プロジェクトが独立して実施されているとき、1つのプロジェクトの完了は他のプロジェクトの完了に依存しない。特にボードは、財務諸表の表示プロジェクトにおけるボードの計画が終了されなければ、退職後給付プロジェクトにおけるボードの計画が終了されないということを意味することを望まなかった。財務諸表の表示プロジェクトに遅れが生じた場合、このプロジェクトはIAS第1号（2007年改訂版）に基づいて完了される。

1.22 したがって、第3章と第9章の提案は、企業がIAS第1号（2007年改訂版）を適用することを前提としている。しかし、ボードは、本ペーパーに対するコメントが、財務諸表の表示プロジェクトにおける退職後給付費用の表示の検討に役立つものであることを期待している。

その他のプロジェクト

1.23 他のプロジェクト（公正価値測定、金融商品、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の改訂及び概念フレームワーク・プロジェクトを含む）におけるボードの結論は、退職後給付約定に関する議論にとって重要である。ボードは、その退職後給付約定に関する作業を、これらの他のプロジェクトと平行して進める意向であり、他のプロジェクトの成果を待つつもりはない。本ペーパーはそれらの他のプロジェクトに役立つインプットを生み出すかもしれない。ボードは、他のプロジェクトにおいて導き出された結論を、退職後給付約定の会計処理に関するその作業に役立てることができるかもしれない。

次のステップ

- 1.24 ボードは、公開草案に関する作業に着手する前に、本ペーパーに対する回答をレビューし、予備的見解を修正するか固めるかを定める。ボードは、レビューの結果として、ボードの見解を公開草案に示す予定である。これを行う際、ボードは、財務諸表の利用者が企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を評価するためにレリバントで信頼し得る情報を受け取る必要性に特に注意を払う。また、この情報を提供する上で企業に発生する潜在的費用にも留意する。

第 2 章 給付建約定に関する負債の変動の遅延認識

- 2.1 この章は、給付建約定に関連する一部の利得及び損失の遅延認識に関する IAS 第 19 号の規定と選択肢について検討する。
- 2.2 ボードの予備的見解は次のとおりである。
- ・ 企業は、制度資産の価値及び給付建債務のすべての変動を、これらが発生した期間の財務諸表において認識すべきである（2.3 項から 2.12 項）。
 - ・ 企業は、資産に係る収益を期待収益と保険数理差損益に区分すべきではない（2.13 項から 2.15 項）。
 - ・ 企業は、権利が未確定の過去勤務費用を制度の変更された期間に認識すべきである（2.16 項から 2.21 項）。

制度資産及び給付建債務の変動

- 2.3 IAS 第 19 号は、制度資産の価値及び給付建債務の変動の一部を、これらが発生した期間よりも後の期間に認識することを企業に認めている。特に、企業に次のことを認めている。
- ・ 「回廊」（制度資産の 10 パーセントと制度負債の 10 パーセントのいずれか大きい方）の範囲内にある未認識の保険数理差損益については、認識せずそのままとする。
 - ・ 回廊を超過する保険数理差損益を遅延認識する。企業は、回廊を超過する当該差損益を、従業員の勤務年数にわたって認識することができる。
- 2.4 IAS 第 19 号は、その最小限の規定によった場合よりも早く保険数理差損益の認識をもたらすような体系的な方法を採用することを、企業に対して認めている。また、利得及び損失の全額を純利益又はその他の包括利益に含めて即時に認識することを認めている。
- 2.5 IAS 第 19 号の遅延認識モデルは、給付建債務及び制度資産の変動の認識を、他の資産及び負債の変動とは異なる方法で取り扱っている。これらの規定は、次の見解に対応するために開発された。
- ・ 何人かは、ある期間（又は複数期間）の給与水準、従業員の勤続年数、死亡率、退職年齢、その他の重要事象を正確に予測するのは不可能であるから、企業は退職後給付債務を、財務諸表で認識されるその他の項目のように信頼性をも

って測定することはできないと主張した。したがって、ある期間の当該債務の見積りの修正は、その期間の事象から生じたものである必要はない。それは、その期間中に行われた仮定の変更から生じたものであるかもしれない。その結果、この見解を持つ人達は、每期毎期の見積りの改訂の報告から生じ得る純利益のボラティリティは、そうしたボラティリティの大部分が仮定の変更の影響に相当するものであるため、各期間における退職後給付債務の金額の変動を忠実に表現するものではないと考える。

- 何人かは、每期毎期の制度資産の価値及び給付建債務の変動が財務諸表の利用者にとってレリバントではないと主張した。これらの人達は、制度資産が保有される長期の期間のうちに、制度資産に係る利得又は損失は戻し入れられ、あるいは互いに相殺される機会があると強く主張する。同様に、給付建債務の清算までの長期の期間は、どこかの期間において見積りの変更を戻し入れる機会を生むかもしれない。したがって、各期間での制度資産の公正価値又は給付建債務の変動の報告は、その企業の長期的な見通しに基づく意思決定にとってレリバントではない純利益のボラティリティをもたらす。
- 何人かは、制度資産の公正価値又は給付建債務の変動の即時認識から生じるボラティリティが経済的事象の忠実な表示であるか否かにかかわらず、それはあまりにも大きいので、財務諸表で受け入れるのは不可能であると主張した。退職後給付債務又は制度資産の変動に関連するボラティリティは、企業の事業活動の業績や財政状態を大きく上回るため、このような会計手法の影響は財務諸表利用者にとって有用ではない。
- 何人かは、上記の影響により、企業は給付建制度を打ち切らなければならないかもしれないと考えている。

2.6 IASC は、IAS 第 19 号を公表した際、即時認識アプローチが「フレームワーク」と整合するものであることを認識していたが、その時点では実現不可能であると結論付けた。特に、IASC は、財務諸表の表示に関連する重大な論点が解決された場合にのみ、即時認識を達成できると述べた*。しかし、ボードは IAS 第 19 号に対する批判をレビューし、即時認識のメリットは非常に大きいため、この論点を財務諸表の表示プロジェクトの成果を待たずに再度取り扱うべきと判断した。

2.7 遅延認識モデルに対する主な批判は今も払拭されないままである。

要約すれば、次のような内容である。

- 給付建制度を採用している事業主は、退職後給付約定を提供する費用の経済的変動（制度資産と給付債務の変動）を、それらの変動が発生する度に認識する

* IAS 第 19 号の結論の根拠 BC41 項

必要がない。

- 企業は、制度が積立不足であるときに資産を認識でき、あるいは制度が積立超過であるときに負債を認識できる。
- 遅延認識は、退職後制度に関する重要な情報を、財務諸表の注記事項とするのみである。
- 結果的に会計処理を複雑にし、多くの財務諸表利用者にとってわかりにくく、複雑な記録の保持を企業に求めることにより、IAS 第 19 号を適用することの費用を増加させている。

2.8 ボードはこれらの批判に留意している。ボードは、遅延認識を愛好する 2.5 項の見解に留意したが、次の結論に至った。

- ボードは、退職後給付債務は他の債務と比べて信頼性をもって測定することが困難であるという見解を退けた。これらの見解は、多くの企業は、債務を決済するために必要な金額を決めるために未知でコントロール不能な将来事象に依存する、同様の重要な債務を通常は負っていないという観察に基づいている。しかしながら、ボードは、デリバティブ金融商品、資産除去債務及び保険負債の決済額は、市場要因等、未知のコントロール不能な将来事象に同様に依存していることに留意した。「フレームワーク」は、企業が、「測定の対象となる取引その他の事象を識別すること、あるいは当該取引及び事象に一致するメッセージの伝達を可能にさせる測定及び表示上の技法を考案し適用することの、いずれかの固有の困難」に直面し得ることを認めている。しかし、それは、「ある項目を認識した上でそれらの認識と測定に関する誤謬のリスクを開示することが適切である場合もある」と述べている。したがって、ボードは、負債の測定が困難である又は正確でない可能性があるということが、それを測定しない十分な根拠とはなり得ないと結論付けた。
- ボードは、将来的に相殺できる保険数理差損益を発生度に認識するのは不適切であるという見解に留意した。しかし、ボードは、相殺は必然的ではないと結論付けた。当初の保険数理上の仮定が有効である場合、将来の変動は相殺され得るが、過去の変動は相殺され得ない。ボードは、将来の相殺の可能性は保険数理差損益の未認識を正当化しないと結論付けた。
- ボードは、制度資産と退職後給付債務の変化から生じるボラティリティはあまりにも大きいので、財務諸表で受け入れることはできないという見解を退けた。変動しやすいという性質を持つ取引その他の事象を忠実に表現するのであれば、測定は変動しやすいものであるはずである。同様に、退職後約定及びそれらから生じる利得及び損失が、実質的に、事業活動による利得及び損失に比べて大きいならば、財務諸表はその事実を反映すべきである。

資産に係る期待収益

- 2.13 IAS 第 19 号は、資産に係る期待収益を純利益に含めて認識することを企業に認めている。資産に係る実際収益と期待収益の差額は、企業が 2.3 項及び 2.4 項に記載するとおり処理する保険数理差損益の一部となる。
- 2.14 一部の財務諸表利用者は、制度資産に係る実際収益を期待収益と保険数理差損益に区分することは、単一の項目に実際収益のみを表示する場合よりもレリバントな情報を提供するという見解を持っている。それらの利用者は、期待収益は将来の投資収益を予測し、そして、年金基金の潜在的な現金拠出を予測する上で、最もレリバントな情報であると考えている。また、それらの利用者は、期待収益はその企業の投資パフォーマンスを測定する上での指標であると主張している。
- 2.15 しかし、ボードは、期待収益率の決定に内在する主観性が、恣意的に率を選択する機会を企業に与えることを懸念する。したがって、ボードの予備的見解は、企業は資産に係る収益を期待収益と保険数理差損益に区分すべきではないというものである。

制度変更

- 2.16 過去勤務費用は、企業が過去の勤務に対して給付を帰属させる給付建制度を導入する場合や、既存の給付建制度の下で過去の勤務に帰属する給付を変更する場合に発生する。IAS 第 19 号は、権利が確定した給付から生じる過去勤務費用を即時に認識し、権利が未確定の給付から生じる過去勤務費用を受給権が確定するまでの平均期間にわたって定額基準で認識するよう、企業に求めている。
- 2.17 IAS 第 19 号は過去勤務費用を、従業員の過去の勤務から生じた現在債務を増加させるものと特徴付けているため、ボードの予備的見解は、企業は権利が未確定の過去勤務費用を、制度変更をした期間に認識すべきであるというものである。このアプローチは、権利が未確定である過去勤務費用を、制度変更した期間にその他の包括利益に含めて認識することを企業に求める、SFAS 第 158 号のアプローチとも整合している。
- 2.18 ボードは、たとえ制度変更の条件が過去の勤務期間に対して給付を帰属させる場合でも、企業はすでになされた従業員の過去の勤務ではなく、将来の勤務に報いるために制度の変更又は導入をすると主張する人達がいることに留意した。例えば、過

去の勤務に対する給付の帰属は、増額された報酬の固定額を既存の従業員間に配分する手段かもしれない。この見解を持つ人達は、実質的に報酬が一定の場合、企業が制度を変更した年度に報告する費用の金額は、その後の各年度の金額を上回ることになるので、即時認識は従業員報酬の誤表示を招きかねないと主張している。

2.19 ボードは、制度変更から生じる、権利が未確定の給付の変動を従業員の将来の勤務に帰属させるということが、他の IFRSs に整合することを認めている。例えば、IFRS 第 2 号「株式報酬」と、改訂 IAS 第 19 号（2005 年 6 月公表）の公開草案における権利が未確定の解雇給付の処理案は、給付の増額を権利確定日までの従業員の将来の勤務に帰属するものとみなしている。*

2.20 このプロジェクトは、給付算定式に基づいた給付建制度の会計処理の再検討を含んでいない。ボードが給付算定式に従った給付の帰属を維持するならば、権利が未確定の過去勤務費用は IAS 第 19 号に従い負債である。権利が未確定の過去勤務費用は権利が確定する期間にわたって認識されるべきという代替的な見解は、IFRS 第 2 号及び IAS 第 19 号の改訂案において、最良の概念的な対処法とボードの考えたものと整合する。しかし、そのアプローチでは、IAS 第 19 号において負債とみなされている金額を遅延認識することとなる。すなわち、給付算定式に基づいた、権利が未確定の過去勤務費用を即時認識することは、

(a) 給付算定式を使用して給付を勤務期間に帰属させるという、現行 IAS 第 19 号に含まれる一般的な規定を維持することができ、

(b) 給付建制度から生じるすべての利得及び損失の即時認識と整合するが、最良の概念的な対処法であるとボードが考えるものと整合しないアプローチとなる。

2.21 ボードは、IAS 第 19 号における給付建債務の会計処理が、他の IFRSs における負債の会計処理とは異なるという点に留意した。しかし、ボードは、IAS 第 19 号と IFRS 第 2 号における会計処理モデル間の不整合は、このプロジェクトにおいて扱われるべき論点ではないことを認識した。ボードの予備的見解は、給付算定式を使用して給付を勤務期間に帰属させる、一般的な規定を維持すべきであり、したがって、企

* この公開草案の BC12 項では次のように述べている。「いくつかの場合、将来勤務と引き換えに支払われる解雇給付は、過去の勤務を基準にして解雇給付の一部（又は全部）を算定する給付算定式を使用して計算される。しかし、ボードは、その給付算定式は『それ自体は、一時解雇給付を過去の勤務に対する「報酬」にしていない』という FASB の意見に同意した。『[FASB] は、過去の勤務に対して「報酬」を提供する目的は、即時に権利が確定した給付を付与することにより達成されると捉えた』。したがって、ボードは、当該給付については、過去勤務を基準にして計算される場合でも、将来の勤務期間にわたって認識されるべきであると結論付けた。」

業は、制度変更により生じる変動のすべての影響を、その制度変更が行われる期間に認識すべきというものである。

第3章 給付建約定の表示アプローチ

- 3.1 この章は、第2章での遅延認識を廃止するという提案が実施される場合に、企業が給付建費用の構成要素をどのように表示すべきであるかについて検討している。
- 3.2 退職後給付建債務及び制度資産の変動の即時認識を求める場合には、その変動の構成要素の表示の方法を特定する必要がある。ボードは、財務諸表の表示プロジェクトにおいて、まだ扱われていない論点が検討されるまでは退職後給付の利得及び損失の遅延認識を廃止すべきではないという見解を検討した。第2章は、ボードが利得又は損失の遅延認識をこの時点に取り扱うことを決めた理由を述べている。
- 3.3 IAS第1号の改訂によって導入された包括利益計算書における、退職後給付費用の構成要素の表示について、ボードはまだ明確に検討していない。さらに、財務諸表の表示プロジェクトは、退職後給付費用の構成要素の表示を具体的に取り扱っていない。したがって、ボードは、このプロジェクトにおいて、退職後給付費用の構成要素の適切な表示に関する検討を行うことに決めた。ボードは、給付建費用の構成要素の表示に関する予備的見解を、この段階で本ペーパー内において表明するのは時期尚早であると結論付けた。したがって、ボードは、給付建費用に関する情報の表示のアプローチを3つ示すことにした。ボードは、公開草案を作成する際に、財務諸表の表示プロジェクトの進捗と本ペーパーに寄せられたコメントを勘案して、表示に関する提案を取りまとめる予定である。

代替アプローチ

- 3.4 下記のアプローチは、退職後給付費用の構成要素に関する情報の表示方法が異なる。それらの方法は、提供される情報の有用性を改善させるであろう。ボードは、財務諸表の質的特性、特にレリバンスを基準にして有用性を評価する。
- 3.5 ボードは、関係者が退職後給付費用の構成要素について表明した、次のような様々な見解に留意した。
- 一部の財務諸表利用者は、退職後給付債務を資金調達とみなしている。これは、企業がその退職後給付債務の規模を、当該債務の資金調達方法についての意思決定を通じて決めることができるからである。「フレームワーク」の第16項は、「財務構造に関する情報は、将来の借入れの必要性の予測、並びに将来の利益及びキャッシュ・フローが企業の利害関係者間にどのように配分さ

れるかの予測において有用である。当該情報はまた、企業が将来の資金調達をいかに首尾よく行えるかの予測に当たって有用である。」と述べている。

- ・ 何人かの関係者は、退職後給付債務の変動の一部の構成要素、例えば、経営者のコントロールの域外にある事象から生じる変動は、例外的であり、異常であり、あるいは臨時的であるという見解をとっている。「フレームワーク」の第 28 項は、財務諸表から予測する能力は「過去の取引及び事象に関する情報の表示方法によって高められる」と述べている。具体的には、「損益計算書の予測上の価値は、例外的な、異常な、及び臨時的な収益又は費用項目が別々に開示される場合に高まる」と述べている。
- ・ 退職後給付費用の一部の構成要素が別々に識別されていれば、その事業主の業績が期間ごとにどれくらい変動する可能性があるかについての情報が得られる。「フレームワーク」は、これはその企業が将来にコントロールするであろう経済的資源の潜在的な変化を評価する上で重要であると述べている。

3.6 ボードは、「フレームワーク」の第 28 項は、例外的であり、異常であり、又は臨時的であるという理由だけで損益計算書から当該項目を排除する十分な根拠とはなり得ていないことに留意した。ただし、ボードは、退職後給付費用のすべての構成要素が純利益に含めて表示されると、予測上の価値が異なる情報を不適切に結合することになることに多くの関係者が懸念していることを認めている。

3.7 さらに、ボードは、改訂された IAS 第 1 号が、収益と費用のすべての項目を包括利益に含めて認識することを求め、資本直入を認めていない点にも留意した。

3.8 ボードは、退職後給付費用については、現在のように認識しない又は一部の構成要素を遅延認識するのではなく、すべての構成要素を包括利益に含めて認識するよう企業に求めることで、十分に短期的な改善が図られることを確認した。したがって、ボードは、すべての構成要素を純利益に含めて表示するという考えを制限しないと同時に、退職後給付費用の一部の構成要素をその他の包括利益に含めて表示するアプローチも検討することとした。

3.9 ボードは、退職後給付費用の一部の構成要素の金額を純利益の外で認識するアプローチは、当該金額をリサイクルさせるべきか否かという論点を引き起こすことを認めている。IAS 第 19 号は、以前の期間にその他の包括利益に含めて認識された利得及び損失を純利益に含めることを認めていない。IAS 第 19 号の結論の根拠の中で、ボードは「リサイクルに関する首尾一貫した方針は IFRSs 内に存在しない」と述べた。「リサイクルの問題は IFRSs 内で未解決であり」、「この事項に関する全般的決定

を IAS 第 19 号の改訂を行う中で下すべきではないと考えている。保険数理差損益をリサイクルしない・・・決定は、適切な根拠を特定するのは事実上不可能であるという理由から下された」とも述べた。ボードはこのプロジェクトについて、この論理が正しいことを依然として確信している。

アプローチ

- 3.10 下記の 3 つのアプローチは、退職後給付費用に関する情報を異なる方法で表示する。各アプローチは有用な情報を提示しようとしており、関係者が表明した選択肢及び見解並びにボードの他のプロジェクトでの検討を踏まえている。3.17 項から 3.32 項は、これらアプローチの長所と短所について述べている。

アプローチ 1

- 3.11 企業は、給付建債務及び制度資産の価値のすべての変動を、純利益に含めて表示する。

アプローチ 2

- 3.12 給付建債務及び制度資産の価値の変動は、勤務に関連する費用と当該費用の決済の繰延べの影響に分けられる。企業は勤務に関連する費用のみを純利益に含めて表示する。企業は他のすべての費用をその他の包括利益に含めて表示する。

- 3.13 したがって、企業は次のように表示する。
- ・ 勤務費用（当期に発生した費用と過去勤務費用の両方）と割引率以外の仮定の変更により生じた勤務費用の変動を、純利益に含めて表示する。
 - ・ 他のすべての費用をその他の包括利益に含めて表示する。これらには、利息費用、割引率の変更の影響及び制度資産の価値のすべての変動が含まれる。

- 3.14 ボードは、アプローチ 2 において、純利益には勤務費用のみを表示し、割引率以外の仮定の変更により生じた勤務費用の変動を表示しないようにすべきか否かを検討した。ボードは、勤務費用に関連する利得又は損失は勤務費用の再見積りであり、同じように会計処理されるべきと考える。同じように会計処理されないことは、勤務費用の誤った見積りによる会計上の結果の達成を助長しかねない。

アプローチ3

- 3.15 企業は、財務上の仮定の変更から生じる再測定の色を、その他の包括利益に含めて表示する。財務上の仮定に関連する再測定は、割引率の変更と制度資産の価値の変動により引き起こされる。企業は、財務上の仮定の変更から生じたものを除いた退職後給付費用（勤務に関連する費用、利息費用、利息収入等）の金額の変動を、純利益に含めて表示する。
- 3.16 このアプローチにおいて、給付建債務の利息費用と制度資産の利息収入は、純利益に含めて表示される。3.19 項で述べているように、多くの関係者は、給付債務の利息費用は制度資産の利息収入で相殺されるはずであると考えている。しかし、ボードは、制度資産の利息収入を制度資産の価値のその他の変動と区別するのが難しいと考えた。3.29 項は、制度資産の利息収入を見積る方法について述べている。

3つのアプローチの検討

他の IFRSs との整合性

- 3.17 何人かは、「フレームワーク」及び IAS 第 1 号に整合しているのはアプローチ 1 だけであり、それは他の IFRSs との整合性という点において最も優れていると考えている。その理由は次のとおりである。
- ・ 「フレームワーク」は、収益と費用の項目は損益計算書に表示されると述べており、IAS 第 1 号は、項目を認識するための原則をまったく定めていない。特定の基準における、純利益に含めずにその他の包括利益に含めて認識する項目は、特別な例外である。アプローチ 1 はこれらの例外の 1 つを使用する選択肢を IAS 第 19 号から排除し、さらなる例外を作ることをボードに求めない。
 - ・ アプローチ 1 は次の IFRSs と整合している。
 - (i) IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」：会計上の見積りの変更の影響を、その変更が当期に影響を及ぼし、将来の期間に影響を及ぼさない場合に、当期の純利益に含めることを企業に求めている。
 - (ii) IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」：負債の変動（長期負債（資産除去債務等）の変動を含む）を、それらが発生した期間の純利益に含めて認識することを企業に求めている。

アプローチ 2 とアプローチ 3 は、構成要素をその他の包括利益に含めて認識するという点で、一部の IFRSs の一般的なアプローチに整合していない。特に、アプローチ

2 は、利息費用をその他の包括利益に含めて表示することを求めており、これは利息費用を純利益に含めて認識することを求める他の IFRSs のほとんどと整合していない。

- 3.18 しかし、他の人達は、アプローチ 2 とアプローチ 3 は、異なる予測上の意味を有する事象から生じる利得又は損失を区別しているため、財務諸表利用者に対してより有用な情報を提供すると考えている。ボードは、多くの関係者が給付建債務と関連する制度資産のすべての変動をそれらが発生した期間に認識するという点に反対であることを留意した。それらの関係者は、そうしたすべての変動が純利益に含めて表示されると、予測上の価値が異なる情報が不適切に結合されることになることを懸念している。例えば、原材料費の増加を原因とする利益の減少は、資産の市場価格の変動又は金利の変動による年金費用の増加を原因とする利益の減少と、異なる予測上の価値についての情報を提供する。特に、何人かは、アプローチ 3 では、IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 38 号「無形資産」に従ってその他の包括利益に含めて認識される再評価損益に類似した金額が、その他の包括利益に含めて認識されると考えている。この見解を持つ人達は、アプローチ 2 とアプローチ 3 は重要性が異なる情報を結合させることなく意思決定に有用な情報を提供すると考えている。

構成要素間にある関係の理解

- 3.19 何人かは、退職後給付費用の一部の構成要素がその他の包括利益に含めて表示される場合、構成要素の間にある潜在的な関係を検討することが重要であると考えている。最も主張があるのは、次の関係である。
- ・ 退職後給付債務の利息費用と制度資産の利息収入：多くの人は、この関係を、積立制度の重要な経済的影響とみなしている。退職後給付債務の割引きから生じる利息費用は、時間の経過による負債額の変動を意味する。したがって、何人かは、企業は給付建債務の利息費用を、同じように時間の経過によって発生する制度資産の利息収入と相殺すべきと考えている。どのアプローチも、利息費用と利息収入との相殺は、純利益の内と外のいずれかで両方の構成要素を認識することにより達成される。
 - ・ 制度資産に係る収益の総額と退職後給付債務の変動：多くの人は、経済的仮定（特に金利）の変更が制度資産に及ぼす影響と給付負債に及ぼす影響の間に関係が存在すると考えている。したがって、それらの人は、制度資産の変動の表示を給付負債の変動の表示に整合させるべきと考えている。どのアプローチも、制度資産の変動と給付負債の変動との間での相殺をある程度まで

許容する。

再測定

- 3.20 作成者は、利益は事業、ビジネスモデル又はマネジメントのコントロールを反映すべきであると常に主張している。彼らは、長期項目の価格変動は事業、ビジネスモデル又はマネジメントのコントロールの範囲外であると主張している。同様に、何人かは、退職後給付の勤務費用を含めた収益及び費用は、市場金利と市場価値の変動から生じる将来キャッシュ・フローの現在価値の変動を意味する利得又は損失と、異なる予測上の価値を有すると考えている。
- 3.21 多くの価格変動は純利益に含めて認識されているが、何人かは、現在、その他の包括利益に含めて表示されている項目は、長期項目の価格又は価値の変動であると捉えている。
- 3.22 アプローチ1は再測定の変動と他の費用とを区別していない。アプローチ2は、その他の包括利益に、現在ある他の項目とは異なり、再測定変動には当たらない項目（すなわち、利息費用）を含んでいる。アプローチ3では、債務の価格及び制度資産の公正価値の変動をその他の包括利益に含めて表示している。ゆえに、アプローチ3で、その他の包括利益に含めて表示される項目は、価格又は価値の変動であるという見解に基づいている。

資金調達

- 3.23 従業員給付制度は、当期の給付の支払いの繰延べと関係がある。したがって、各期間の給付費用の構成要素は、当期の給付と、当期及び過去の期間に係る給付の支払いの繰延べの影響の両方を含んでいる。一部の利用者は、資金調達費用とその期間の従業員勤務に関連する費用を分けて表示することを選好している。これらの人は、資金調達に関する情報は利用者にとって有用であり、かつレリバントであるとみなしているが、資金調達を事業やその他の事業活動とは別のものとみなしている。
- 3.24 これに対して、一部の作成者は、給付建費用を単一の事業活動の構成要素とみなしている。これらの人は、退職後給付約定を従業員の勤務費用に関連するものとみなしている。これらの作成者は、給付費用を資金調達の構成要素と事業活動の構成要素に分解することを選好していない。

- 3.25 アプローチ 2 は、勤務費用のみを純利益に含めて認識し、資金調達費用をその他の包括利益に含めて認識することにより、退職後給付約定の事業活動の構成要素と資金調達の構成要素を明確に区別している。アプローチ 1 とアプローチ 3 は、退職後給付約定の資金調達の構成要素を包括利益の別個の構成要素に表示しない。しかし、この情報は財務諸表の注記にすることができ、企業は資金調達の構成要素を純利益に含めて、別個に表示することができる。

公正価値の変動の分解

- 3.26 何人かは、分解された資産の公正価値の変動に関する情報は、金融商品について意思決定に有用ではなく、退職後給付負債についても有用でないかもしれないと考えている。他の人は、利息収入に関する情報は財務諸表の利用者にとって有用であると考えている。アプローチ 1 とアプローチ 2 は、資産の公正価値の変動の分解を求めている。アプローチ 3 は、制度資産の利息収入と制度資産の公正価値の他の変動に分解することを企業に求めている。

実用性

- 3.27 アプローチ 1 は、費用を純利益とその他の包括利益に配分することに関する恣意的で潜在的に複雑なルールの必要性を回避している。また、IAS 第 19 号はアプローチ 1 を許容している。ボードはアプローチ 1 を最も実施しやすく最も理解しやすいアプローチとみなしている。
- 3.28 アプローチ 2 とアプローチ 3 は、IAS 第 19 号で識別された保険数理差損益を、金利変動から生じたものとその他の変動から生じたものに区分することを企業に求めている。それらの変動の間に関係が存在するので、ボードは、整合性を確保するため、その金額の計算の方法を特定する必要があるだろう。
- 3.29 アプローチ 3 は、まだ決定されていない何らかの方法で、制度資産の利息収入を識別するよう求めている。ボードは、制度資産の利息収入を見積る方法を 3 つ検討した。
- IAS 第 19 号が現在求めているように、制度資産に係る期待収益を使用する。
 - 株式での制度資産に係る受領した配当と、債券での制度資産に係る稼得された利息を使用する（市場参加者が同等の資産に対して求めるであろう、現時点の利回りを使用する。）。
 - 利息収入を導き出すために、報告日の優良社債の市場利回りを使用する。

3.30 次の所見はこれらのアプローチに対するものである。

- ・ ボードの予備的見解では、企業は資産に係る収益を期待収益と保険数理差損益に区分すべきではない。これは第2章で述べられている。
- ・ 株式での制度資産に係る配当金のみを認識するという事になれば、企業は配当金を支払う株式投資からの収益と、配当金を支払わない株式投資からの収益とを分けて認識することになる。これは、企業が経済的な理由からではなく会計上の結果を達成するために特定の制度資産に投資するインセンティブを生むかもしれない。これは中立ではない財務諸表をもたらす。また、ボードは、配当と他の公正価値の変動の区別は重要な経済的区別ではないことに留意した。
- ・ 優良社債の市場利回りを使用して利息収入を（みなし）算定する目的は、約定から生じる超過額又は不足額の純額に基づく利息の純額を、純利益に含めて認識することにある。しかし、制度資産に係る（みなし）算定された利息は、経済的に意味のある情報ではないという見解をとる人がいるかもしれないという短所がある。

3.31 現在 IAS 第 19 号は利息収入に関する情報を求めているので、ボードはアプローチ 3 を最も実施しにくいアプローチとみなしている。

結 論

3.32 3 つのアプローチは、すべての利得及び損失を包括利益として即時に認識することを求めつつも、できるだけ多くの関係者の見解を受け入れようとしている。ボードは、すべての保険数理差損益をその他の包括利益に含めて認識することを許容している IAS 第 19 号の現行の選択肢を、次の理由により、考えられるアプローチとして含めなかった。

- (a) 現在の選択肢は、勤務費用の仮定の変更の影響をその他の包括利益として認識している。
- (b) 現在の選択肢は、制度資産に係る期待収益の算定を求めている。第 2 章で述べたように、ボードの予備的見解は、IAS 第 19 号の現行の表示の選択肢は、期待収益を純利益に含めて認識することを企業に許容しており、主観的過ぎるというものである。

清算と縮小に関する利得又は損失の表示

3.33 IAS 第 19 号は、給付建制度の縮小又は清算に関わる利得又は損失を、縮小又は清算

が発生した時点に認識するよう、既に企業に対して求めている。利得及び損失は、純利益に含めて認識することが求められている。ボードの予備的見解は、企業は縮小又は清算に関する利得又は損失を、3.11 項から 3.16 項に記載された 3 つのアプローチのそれぞれに従って認識すべきというものである。

3.34 縮小は、企業が、制度の対象である従業員の数を減らすことや、現在の従業員による将来勤務の重要な要素を給付減額又は給付ゼロにするために制度の条件を変更することにより、制度の給付を減額する措置を講じるときに発生する。ボードは、縮小において発生する給付債務の変動は、報酬の延べ払いの対象である従業員の勤務の見積り費用の変動により生じると考える。したがって、縮小に関する利得又は損失は勤務費用であり、3 つのアプローチすべてにおいて純利益に含めて表示されるべきである。これは IAS 第 19 号の現行の規定に整合している。

3.35 清算は、企業が、給付建制度において提供される給付の一部又は全部について将来の法的又は推定的債務のすべてを消滅させる取引をした場合に発生する。ボードは、清算に関する利得又は損失は、過去の勤務に関連する企業の債務を清算する時期についての企業の意思決定から生じると考える。利得又は損失は、清算価格が IAS 第 19 号に従って算定された債務の金額と異なることから生じる。したがって、企業は、清算に関する利得又は損失を次のように認識することになる。

- ・ アプローチ 1 においては、純利益に含めて認識する。
- ・ アプローチ 2 においては、その他の包括利益に含めて認識する。なぜならば、それらが勤務費用から生じたものではないからである。
- ・ アプローチ 3 においては、その他の包括利益に含めて認識する。なぜならば、これは、すべての利得又は損失を再測定によるものとみなすことができるからである。

第4章 拠出ベース約定の概論

- 4.1 拠出ベース約定と「いずれか高い額の」オプション付き約定の会計処理に関するボードの予備的見解は、本ペーパーの残りの章に示されている。
- 4.2 この章では、IAS 第19号を適用することにより、実務上特に問題が生じているタイプの退職後給付約定の会計処理を取り扱うという、ボードの決定の背景について述べる。検討されたのは次の約定である。
- ・ 拠出金に係る所定の収益を約束する退職後給付約定。これらには、一般にキャッシュ・バランス・プランと称される給付が含まれる。ボードは、これらの約定を「拠出ベース約定」と呼ぶことを提案する。
 - ・ 給付建約定と拠出ベース約定のいずれか高い額の方を約束する退職後給付約定。ボードは、これらの約定を「いずれか高い額の」オプション付き約定と呼ぶことを提案する。
- 4.3 第5章では、拠出ベース約定の定義とIAS 第19号における諸定義にもたらす影響について検討する。
- 4.4 第6章では、拠出ベース約定に関する負債の認識に関連する次の論点について検討する。
- ・ 権利が未確定の拠出ベース約定
 - ・ 拠出ベース約定の配分
 - ・ 仮に従業員が報告日の直後に離職するとした場合に、従業員に対して支払われる金額が、財政状態計算書で認識されている金額を上回る拠出ベース約定
- 4.5 第7章から第9章では、企業の拠出ベース約定に関する負債の測定と表示を、次のとおり検討する。
- ・ 適切な測定属性の特徴（第7章）
 - ・ 積立フェーズ後におけるすべての退職後給付約定の測定（第8章）
 - ・ 拠出ベース約定の構成要素の表示（第9章）
- 4.6 第10章では、「いずれか高い額の」オプション付き給付約定の会計処理について検討する。

背景

- 4.7 IAS 第 19 号は退職後給付約定のカテゴリーを 2 つ識別している。給付建てと拠出建てである。拠出建約定とは、「企業が一定の掛金額を別個の事業体（基金）に支払い、たとえ基金が従業員の当期及び前期以前の勤務に関連するすべての従業員給付を支払うために十分な資産を保有しない場合でも、企業がさらに掛金額を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しない」*ものをいう。したがって、従業員が別個の基金に掛金額を支払い、従業員が掛金額に制度資産の実際収益を加算した金額に相当する退職一時金をその基金から受け取る場合のみ、約定は拠出建てである。その他の約定はすべて給付建約定である。給付建約定の典型的な例は、従業員の勤続年数に対し、最終給与の 2 パーセントに相当する給付を約束する最終給与比例制度である。
- 4.8 従来は典型的な給付建約定と拠出建約定が一般的であった。しかし、いくつかの国と地域において、給付建約定と拠出建約定の特性を併せ持ち、保証等の新たな特性を備えた約定への移行が生じている。
- 4.9 2002 年に、国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC）は、拠出金又は名目的拠出金に係る約定収益を伴う約定の会計処理の方法に関するガイダンスを求められた。当該約定は、IAS 第 19 号に含まれる給付建制度の定義を満たしている。IFRIC は、そうした制度に IAS 第 19 号を適用しようとするとき次のような問題が生じることを通知された。
- ・ **勤務期間への給付の帰属。**IAS 第 19 号は、給付を給付算定式に従って各勤務期間に配分するよう企業に求めている。ただし、勤務期間の後半に著しく多額の給付を帰属させる給付算定式である場合はこの限りではない、としている。後者の場合、IAS 第 19 号は、給付を定額基準で配分するよう企業に求めている。拠出に係る約定収益を伴う多くの制度は、従業員の現在給与に基づく給付を表わしているため、企業は、勤務期間に配分される給付額が勤務期間の後半に著しく多額に配分されているか否かを決定する際に、予測される将来の給与の増額を織り込むべきか否かという問題が生じる。
 - ・ **将来の、資産に係る収益に依存する給付の測定。**何人かは、IAS 第 19 号が、将来の資産に係る収益に依存する給付に関し、所定の資産の収益率の最善の見積りを使用して当該給付を予測計算した後に、優良社債の利率を使用してその額を割り引くことにより、給付債務を測定するよう企業に求めている、という見解をとっている。しかし、この割引率は、当該資産のリスクを織り込んでいないので、将来の資産に係る収益に依存する給付には不適切である。

* IAS 第 19 号第 7 項

何人かは、将来の資産に係る収益に依存する給付に対してこの方式を採用しても、有用な情報は提供されないと考えている。これらの人は、それは、株式 CU100 について、株式に係る期待収益率を用いて CU100 を予測計算した後に、優良社債の収益率でその額を現在価値に割り引くことによって評価することと同じである、と考えている。その現在価値は CU100 にはならない。

- **2つの金額の比較を含む給付の測定。** 給付は、所定の拠出金に、その拠出金が投資された資産に係る実際収益を加算したものであり、収益が固定されたパーセンテージを下回らないことが保証されている、と表現することができる場合がある。IAS 第 19 号は、給付建債務を報告日の最善の見積りによる仮定を使用して測定するよう求めている。したがって、IAS 第 19 号は、当該債務をそうした仮定に基づいた 2 つの選択肢のいずれか高い額の方として測定する。他方の測定値の存在には、たとえその存在が給付に価値を付加するとしても、価値をまったく配分しない。

4.10 2004 年 7 月に IFRIC は、解釈指針案 D9「拠出金又は名目的拠出金に係る約定収益のある従業員給付制度」を公表した。しかし、2006 年 5 月に、ボードは退職後給付約定に関するプロジェクトに着手することを決めた。ボードは、当該プロジェクトの範囲を決定する際、D9 で取り上げられた問題の解決に IAS 第 19 号に整合しないアプローチが必要になり得ることに留意した。また、ボードは、拠出金又は名目的拠出金に係る約定収益のある制度の普及が進んでいることにも留意した。それは次の理由による。

- 受給権が従業員の就労期間全体にわたって均一に確定し、事業主の変更は給付の受取総額にそれほど影響を及ぼさないで、転職者に適している。
- わかりやすく、したがって、従業員に高く評価されやすい。
- 事業主にとってリスクが減少し、拠出金と提示された収益率によっては費用が減少する。

4.11 したがって、ボードは、これらの制度の会計処理をこのプロジェクトに含めることを決めた。その決定を踏まえて、IFRIC は D9 についての再審議を中断した。

4.12 ボードは退職後給付約定に関するこのプロジェクトを短期間で完了する意向にあるため、退職後給付約定の会計処理に関連するすべての論点については取り扱わないことを決めた。特に、退職後給付約定の測定を全般的には取り扱わず、典型的な最終給与比例の給付建年金制度の測定を変更しないことを決めた。したがって、ボードは、IAS 第 19 号の規定の適用が難しい制度の検討から作業に入った。

プロジェクトの範囲内の約定

- 4.13 ボードは、次の約定への IAS 第 19 号の適用について検討した。
- ・ 拠出金に係る収益が、資産、資産グループ又は指数に係る収益に基づいている約定
 - ・ 複数の所定の収益のいずれか高い額の方を受け取るオプションが従業員に与えられている約定（すなわち、オプション又は保証を含む約定）

資産ベースの収益

- 4.14 資産又は指数に係る収益に基づいた、拠出金に係る収益の約定に予測単位積増方式を適用することは難しい（4.9 項参照）。何人かは、IAS 第 19 号の予測単位積増方式では、給付を資産又は指数に係る期待収益率で予測計算し、IAS 第 19 号で指定される率を使用して現在価値に割り引く必要がある、という見解をとっている。しかし、給付が優良社債に係る収益に基づかない限り、その割引率には資産のリスクが織り込まれていないので、その割引率で給付を正確に測定することはできない。

- 4.15 ボードは、割引率をいかに設定しても同様の問題が生じることに留意した。

選択性を含む給付

- 4.16 いくつかの約定は、次のようなオプション又は保証を含んでいる（4.9 項参照）。例えば、
- (a) 収益は株価指数に連動し、3 パーセントの最低収益を保証している、あるいは
 - (b) 収益は 4 パーセントとインフレ指数の上昇率のいずれか高い方である
- 4.17 そうした約定に含まれているオプション又は保証は時間価値を有しており、さらに本源的価値を持つ可能性がある。オプション又は保証は、所定の収益が現在の市場での収益を上回るときに本源的価値を持つ。本源的価値がゼロである、オプション又は保証に価値をまったく帰属させない予測単位積増方式は、債務を過小に評価する可能性があり、そうしたオプション又は保証の存在に関する情報を提供しない。したがって、IAS 第 19 号の規定は、含まれたオプションと保証の価値に関して有用な情報を提供しない。

要 約

- 4.18 IAS 第 19 号の求める方法は、約定が資産又は指数に係る収益に依存しているため、上記の約定に関する負債の忠実な表示をもたらさない。したがって、ボードは、資産ベースリスクを伴わない給付建約定からそうした約定を区別し、そうした約定によりふさわしい測定属性又は方法を識別しようとした。特に、ボードの予備的見解は、資産ベースリスクを負う約定と給与リスクを負う約定とを区別すべきである、というものである。

第5章 定義

5.1 この章は、IAS 第 19 号を適用することにより実務上特に問題が生じているタイプの退職後給付約定の定義の改訂を提案し、これら定義の改訂の帰結について述べている。

5.2 提案する定義に当てはまる拠出ベース約定の主な特性を明確にするため、特徴を異にする約定の例を以下に掲げる。

5.3 ボードの予備的見解は次のとおりである。

- ・ IAS 第 19 号に含まれる退職後給付と給付建制度の定義は、次のとおりに改められるべきである。

(修正前) 退職後給付とは、雇用関係の終了後に支払われる従業員給付（解雇給付を除く）をいう。

(修正後) 退職後給付約定とは、雇用関係の終了後に支払われる従業員給付（解雇給付を除く）を支給する義務を企業が負う正式な又は非公式の取決めをいう。

(修正前) 給付建制度とは、拠出建制度以外の退職後給付制度をいう。

(修正後) 給付建約定とは、拠出ベース約定以外の退職後給付約定をいう。

- ・ 拠出ベース約定の新たな定義は、次のとおり導入されるべきである。

拠出ベース約定とは、積立フェーズ中の給付を次のとおりに表現することのできる退職後給付約定をいう。

- (i) 各報告期間について、権利確定リスク又は人口統計上のリスクの影響以外は当該期間の末日に既知である、実際の又は名目的拠出金の積立額
- (ii) 実際の又は名目的拠出金に係る約定収益は、資産、資産グループ又は指数からの収益に連動している。拠出ベース約定は約定収益を含む必要はない。

- ・ 退職後給付制度と拠出建制度の定義は、削除されるべきである。

5.4 給付約定の例とそれらの分類については、以下で述べられており、付録 A に要約さ

れている。

退職後給付約定の定義

- 5.5 事業主は、1 つ又は複数の種類の退職後給付約定を含む退職後給付制度を提供することができる。IAS 第 19 号の定義は、退職後給付制度を扱っており、退職後給付約定を扱っていない。しかし、ボードの予備的見解では、会計単位は、従業員に対してなされた約束であるべきである。したがって、ボードは退職後給付制度の定義を削除すべきであると考えた。
- 5.6 その結果、ボードは予備的見解を踏まえて、5.3 項の退職後給付約定の新たな定義に「正式な又は非公式の取決め」という文言を含めることを提案する。退職後給付約定に含まれる給付約定の種類が複数である場合は、企業は各約定の種類を識別し、約定の種類ごとに分けて会計処理すべきである。例えば、

約定 1

事業主は次に相当する給付を約束する。

- ・ 最初の 15 年間の勤務に対しては、次のように積み立てられる一時金：各勤続年に対し、給与の 8 パーセントの拠出金と、株価指数に係る収益に相当する拠出金に係る収益。
- ・ 次の 15 年間の勤務に対しては、勤続年数に対し、最終給与の 3 パーセントに相当する一時金。

- 5.7 この退職後給付約定には、拠出ベース約定（最初の 15 年間）と給付建約定（次の 15 年間）がある。ボードの予備的見解では、これら 2 つの約定は別々に会計処理されるべきである。

給付建約定の定義

- 5.8 IAS 第 19 号では、拠出建制度の定義に当てはまらないすべての制度は、給付建制度となる。ボードの予備的見解では、給付建約定は、既存のカテゴリーに留まるべきである。つまり、拠出ベース約定の定義に当てはまらないすべての約定は、給付建約定であるべきである。

拠出ベース協定の定義

- 5.9 ボードの予備的見解では、拠出ベース協定は 5.3 項に示したとおりに定義されるべきである。以下に拠出ベース協定の一列を掲げる。

協定 2

事業主は、各勤続年に対し、従業員給与の 5 パーセントをその報告期間中に基金に拠出することを約束する。退職時の給付協定は、所定の株価指数による複利での収益を調整した拠出金に相当する一時金である。

- 5.10 拠出ベース協定を定義する主な目的は、資産又は指数からの収益に依存する協定をそうでない協定と区別することにある。次の協定は拠出ベース協定の例である。
- ・ IAS 第 19 号が拠出建制度に分類する協定 (5.17 項から 5.23 項)
 - ・ 名目的拠出金に基づく収益の協定 (5.26 項)
 - ・ 拠出金に係る固定収益を保証する協定 (5.30 項から 5.32 項)。これには、0 パーセントの固定収益を含む (5.33 項)。
 - ・ 勤務に依存しない、退職時における固定された一時金として表現される協定。当該協定は、最初の勤務期間に対する一回の拠出金及び当該拠出金に係る 0 パーセントの収益と表現することもできる。
 - ・ 全期間平均給与比例協定 (すなわち、従業員の勤務期間全体の平均給与に基づく協定) (5.34 項から 5.48 項)
 - ・ 従業員の過去及び現在の勤務期間の平均給与に基づく平均給与協定 (5.44 項及び 5.45 項)
 - ・ 一時金が固定された年金率で年金に変換される協定 (第 5.53 項から第 5.55 項)
 - ・ 勤務に依存しない所定の金額が、退職後に、分割によって定期的に支払われる協定 (5.57 項から 5.59 項)
- 5.11 拠出ベース協定には次の協定を含めない。
- ・ 給与リスクを含む協定 (5.38 項から 5.43 項)
 - ・ 典型的な退職後の生命保険や医療等といった、その他の退職後給付協定 (5.49 項から 5.51 項)。

拠出ベース約定の特徴

- 5.12 拠出ベース約定の主な特徴は次に掲げるとおりである。
- ・ 給付の積み立てられ方によって特徴付けられる (5.13 項から 5.16 項)
 - ・ 約定収益に対する求めはないが、収益が約束される場合には、それは資産、資産グループ又は指数からの収益に連動していなければならない (5.17 項から 5.25 項)。
 - ・ 積立の約束の必要性はない (5.26 項)
 - ・ 拠出額が、その拠出に係る期間の末日に既知である (5.27 項から 5.51 項)。ただし、
 - (a) その定義は権利確定条件から独立している (5.52 項)。
 - (b) その定義は人口統計上のリスクから独立している (5.53 項から 5.59 項)。

これらについては、以下で詳細に検討される。

積立フェーズに依存した定義

- 5.13 拠出ベース約定の定義は、給付の積み立てられ方に依存している。
- 5.14 従業員に対してなされた約束は、次の 3 つのフェーズを有するとみることができる。
- ・ 従業員が将来に報酬を受け取る約束と引き換えに勤務を提供する積立フェーズ。
 - ・ 従業員が給付と引き換えに勤務を提供することはなくなったが、給付の支払がまだ始まらない据置フェーズ。
 - ・ 事業主が、これまでに繰り延べた報酬を従業員に対して支払う支払フェーズ。
- 5.15 従業員が給付の積立をやめると (すなわち、据置フェーズ中と支払フェーズ中)、事業主の従業員に対する給付債務は、その給付の積み立てられ方に依存しなくなる。年払いで支払われる CU1,000 の年金は、それが、給与の一定パーセンテージとして、拠出金に株価指数の収益を加算した金額として、あるいは据置フェーズにインフレ増額分を加えた固定額として積み立てられたかにかかわらず、同一の債務を生む。
- 5.16 ボードは、このプロジェクトで扱われるべき給付を明確に特定するため、拠出ベース約定 (及び給付建約定) を、積立フェーズの特徴を踏まえて定義すべきであると考え。

約定収益は不要

- 5.17 拠出ベース約定の定義案では、給付約定に約定収益を含める必要はない。したがって、その定義には、IAS 第 19 号において拠出建制度と定義されている約定が含まれる。
- 5.18 IAS 第 19 号に含まれる拠出建制度の定義を満たしている、拠出ベース約定の一例を掲げる。

約定 3

事業主は、各勤続年に対し、従業員の現在給与の 5 パーセントを基金に拠出することを約束する。退職時の給付約定は、支払われた拠出金に当該拠出金に係る実際投資収益を加算したものに相当する一時金である。

- 5.19 IAS 第 19 号は拠出建制度を、次のとおりの制度であると定義している。
...企業が一定の拠出金を別個の事業体（基金）に支払い、たとえ基金が従業員の当期及び前期以前の勤務に関連するすべての従業員給付を支払うために十分な資産を保有しない場合でも、企業がさらに拠出金を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しないものをいう。
- 5.20 この定義を満たしている約定は、拠出ベース約定の定義をも満たしている。なぜなら、拠出額が、その拠出に係る期間の末日に既知であるからである（5.27 項から 5.51 項を参照）。
- 5.21 ボードは、拠出建制度の会計処理については、わかりやすく、実務上問題はないため、これを改訂すべきではないという見解を認めている。しかし、ボードは、IAS 第 19 号に含まれる拠出建制度の定義に積立てをしない制度又は拠出金の支払遅延を許容する制度が含まれるか否かに関して、ある程度の混乱が生じていることに留意した。拠出額の支払遅延は、約定収益の要素を約定に持ち込み、当該約定を他の拠出ベース約定に類似したものにする。
- 5.22 したがって、ボードは、拠出ベース約定の定義に、IAS 第 19 号が拠出建制度として定義している制度を含めるべきであると判断した。
- 5.23 第 7 章は、拠出ベース約定に対して提案された測定と、IAS 第 19 号が拠出建として

て定義している制度に対して IAS 第 19 号が求めている測定の相違について述べている。第 9 章では、IAS 第 19 号が拠出建てとして定義している制度に及ぶと予想される影響を含め、拠出ベース約定の分解、表示及び開示に関するボードの提案を解説している。これらの章は、多くの拠出建制度について、現在の実務と本ペーパーでの提案との間に著しい相違はなさそうであることを説明している。

資産、資産グループ又は指数からの収益に連動した約定収益

- 5.24 拠出ベース約定の定義案は、約定収益を資産、資産グループ又は指数からの収益に連動させることを求めている。例えば、拠出金に係る固定収益の約束は、拠出ベース約定の定義を満たす。なぜなら、拠出金に係る収益が、固定収益を伴う債券等の資産からの収益に連動しているからである。
- 5.25 しかし、その定義は、約定収益が、アクセス可能な市場において容易に入手することのできる資産、資産グループ又は指数からの収益と同一であることを求めている。約定収益は、資産、資産グループ又は指数からの収益に連動しているだけでよい。例えば、
- ・ 固定利付債券を 100 ベーシス・ポイント上回るという約定収益は、その固定利付債券からの収益に連動している。
 - ・ ある年の収益がその年に発行された 30 年物固定利付債券の利率であるという約定は、その 30 年物固定利付債券からの収益に連動している。

拠出額の積立て

- 5.26 拠出ベース約定は、非明示的に又は明示的に拠出額を指定する。いくつかの場合において、事業主は、拠出額を勤務期間ごとに別個の基金に払い込むことを約束する（実際の拠出金）。他の場合において、事業主は拠出額を積み立てない（すなわち、拠出金は名目的である）、あるいは、拠出金が将来のある時点まで払い込まれないことを指定する。拠出ベース約定の定義案は、拠出額を特定の期間に基金に払い込むことを事業主に対して求めている。

約定 4

事業主は、各勤続年に対し、従業員の現在給与の 5 パーセントの名目的な拠出を行うことを約束する。退職時の給付約定は、名目的拠出金に所定の株価指数に係る各年の収益率で複利計算される利息を加算したものに相当する一時金である。

拠出に係る期間の末日に既知である拠出金

- 5.27 拠出ベース約定の定義は、拠出金が、どの勤務期間についても、権利確定リスク又は人口統計上のリスクの影響以外は、当該期間の末日に既知であることを求めている。
- 5.28 この要件は、拠出ベース約定の積立フェーズのリスクが、主に資産ベースリスクに限られていることを意味する*。特に、それは給与リスクを伴う約定を定義から除外する。ボードは、次に示す結論に至った結果として、定義にこのような側面を与えた。
- ・ 典型的な最終給与比例約定の会計処理を変更すべきではない。
 - ・ 従業員が拠出金に係る約定固定収益を受け取る約定は、拠出ベース約定である。
 - ・ 次の退職後給付約定は、経済的に同一であるため、同じように会計処理されるべきである。
 - (i) 各勤続年に対し、現在給与のパーセンテージで表された名目的拠出と、0パーセントの約定固定収益として給付が積み立てられる約定
 - (ii) 従業員の勤続年数に対し、給与の全期間平均の同一パーセンテージに相当する一時金を給付する、全期間平均給与比例約定
 - ・ 退職後生命保険や退職後医療等のその他の退職後給付約定は、これまでどおり、給付建約定として会計処理されるべきである。
- 5.29 1.4 項から 1.7 項は、典型的な最終給与比例約定の会計処理がこのプロジェクトの範囲外であることを説明している。5.30 項から 5.51 項は、ボードが上記の他の結論を下した理由とそれらの帰結を解説している。

約定固定収益

- 5.30 拠出金に係る固定収益を約束している約定の一例を挙げる。

約定 5

事業主は、各勤続年に対し、従業員の現在給与の 5 パーセントの名目的拠出を行うことを約束する。退職時の給付約定は、拠出金に、拠出金に係る年 3 パーセン

*権利確定リスクといくつかの人口統計上のリスクも存在している可能性はあるが、これらはそれほど重要ではないはずである。7.20 項から 7.22 項を参照。

トの固定収益を加算したものに相当する一時金である。

- 5.31 ボードは、固定収益を含んだ給付をこのプロジェクトの範囲内に入れるべきではなく、よって、これまでどおり給付建てに分類されるべきという見解を検討した。固定収益の給付を予測計算する際に IAS 第 19 号の測定規定を適用しても、特に問題は生じない。IAS 第 19 号は、従業員が現在までの勤務と引き換えに稼得した給付の額を見積ることを企業に対して求めている。その給付は、約定固定収益率で拠出金を予測計算することにより計算することができる。
- 5.32 しかし、ボードは、資産の収益に連動する約定収益を含むすべての約定は、拠出ベース約定であるべきであると決定した。固定収益の約定を変動収益の約定と区別する概念的根拠は存在しない。拠出ベース約定の特徴は、1 つの資産（又は複数の資産）あるいは指数に係る収益に連動する、拠出に係る収益に基づく給付を約束しているということである。

0 パーセントの固定収益の約定と全期間平均給与比例約定

- 5.33 固定収益の約定は、固定収益が 0 パーセントである約定を含んでいる。固定収益が 0 パーセントであるということは、投資の累積価値が減少するリスクに、従業員がさらされていないことを意味する。例えば、

約定 6

事業主は、各勤続年に対し、従業員の現在給与の 5 パーセントの名目的拠出を行うことを約束する。退職時の給付は、拠出金に、拠出金に係る年 0 パーセントの固定収益を加算したものに相当する一時金である。

- 5.34 ボードは、0 パーセントの固定収益の約定は、約定 7 のような全期間平均給与比例約定と同じであることを留意した。

約定 7

給付は、勤続年数に対し、従業員の給与の全期間平均の 5 パーセントに相当する、退職時の一時金である。

- 5.35 約定 6 と約定 7 は、従業員が退職する時に同一の給付を支給する。詳しい解説につ

いては付録 B を参照。約定 6 は、拠出金からの 0 パーセントの約定固定収益を伴う現在給与約定として表現されている。したがって、約定 6 は拠出ベース約定である。

- 5.36 何人かは、約定 7 は従業員の将来の給与に依存するように表現されているので、拠出ベース約定とすべきではないと考えている。しかし、
- ・ 積立フェーズ中の拠出金は、その拠出に係る期間の末日に、権利確定リスクと人口統計上のリスクの影響以外については既知である、実際の又は名目的拠出金の積立として表現することができる。
 - ・ 約定 6 と約定 7 の間にある唯一の違いは、給付算定式の表現の方法である。退職後給付約定の会計処理は、事業主が約定をどのように説明するかによって依存すべきではない。したがって、全期間平均給与比例約定と 0 パーセントの固定収益を伴う現在給与約定は、同じように会計処理されるべきである。

- 5.37 したがって、約定 7 も拠出ベース約定である。

全期間平均給与比例約定と典型的な最終給与比例制度

- 5.38 ボードの予備的見解は、このプロジェクトにおいて、典型的な最終給与比例約定の会計処理を変えるべきではないというものである。したがって、約定 8 のような約定は、これまでどおり給付建てである。

約定 8

給付は、勤続年数に対し、従業員の退職時点での最終給与の 5 パーセントに相当する、退職時の一時金である。

- 5.39 ボードは、従業員の退職直前の数年の給与の平均に基づいて、約定を分類する方法を検討した。例えば、

約定 9

給付は、勤続年数に対し、従業員の退職直前 3 年の給与の平均の 5 パーセントに相当する、退職時の一時金である。

- 5.40 ボードは、最後の 1 年の給与の平均（約定 8）と最後の 3 年の給与の平均（約定 9）を区別するのは不可能であることに留意した。IAS 第 19 号と SFAS 第 87 号はこの

見解を支持しており、これら両基準において、約定 8 と約定 9 は給付建てに分類されている。ボードの予備の見解では、退職直前の数年の給与の平均に基づく約定は、これまでどおり給付建てに分類されるべきである。給付が拠出額と約定収益によって表現された場合、拠出額は、それらに係る報告期間の末日にはわからない。

- 5.41 ただし、何人かは、この見解を約定 7 のような従業員の勤務期間全体の給与の平均に基づく約定までに拡大している。しかし、5.33 項から 5.37 項に記されたように、約定 7 において、拠出額はそれらに係る報告期間の末日には既知である。実際、約定 7 は約定 6 と同一であり、よって、拠出ベース約定とすべきである。
- 5.42 ボードは、勤務期間全体の平均給与に基づく約定（約定 7）と、退職直前の数年の平均給与に基づくゆえに最終給与比例約定に類似する約定を、次のように区別することができることに留意した。後者、すなわち、約定 8 や約定 9 などの約定は、事業主を給与リスクにさらす。つまり、給付を、将来給与に言及せずに表現することはできない。これに対して、全期間平均給与比例約定と現在給与に基づく 0 パーセントの固定収益の約定は、将来給与に言及せずに表現することができ、よって、事業主を給与リスクにさらさない。
- 5.43 したがって、定義は次の点を反映している。
- (a) 事業主を給与リスクにさらす約定は拠出ベースではなく、よって、給付建てである。そして、
 - (b) 事業主を給与リスクにさらさず、資産ベースリスクのみにさらす約定は拠出ベースである。

事業主を給与リスクにさらさない平均給与に基づくその他の約定

- 5.44 いくつかの約定は、当期と拠出のなされる期の直前までの期間における、従業員の給与の平均によって表現される。約定 10 はその一例である。

約定 10

事業主は、各勤続年に対し、基金に拠出を行うことを約束する。各勤続年における拠出は、直近 2 年の勤続年における従業員の給与の平均の 5 パーセントである。退職時の給付約定は、支払われた拠出金に相当する一時金である。

- 5.45 約定 10 において、各勤続年に対する拠出金は、過去及び現在の勤務期間に係る給与

によって表現されている。したがって、それは、拠出に係る期間の末日に既知である。拠出金に係る収益は0パーセントである。よって、約定10は拠出ベース約定である。約定11はこれとは対照的である。

約定11

給付は、勤続年数に対し、直近（すなわち、最終の）2年における従業員の給与の平均の5パーセントを乗じた金額に相当する退職給付一時金である。

- 5.46 約定11においては、1期間の給付を、当該期間の末日に既知である拠出金を使って表現することはできない。拠出金は最終の勤続2年の平均給与に依存する。したがって、約定11は拠出ベース約定ではなく、よって、給付建約定である。

却下されたアプローチ

- 5.47 ボードは、給与リスクを含む約定を拠出ベース約定の定義から外すと、拠出ベース約定と給付建約定の区別が明確になるという見解を検討した。ボードは、プロジェクトの一部としていくつかの約定のみの会計処理を検討するためには、どこかで線を引くことが必要であると認識した。給与リスクに基づいて約定を区別すると、現在給与／全期間平均給与比例約定と平均最終給与比例約定を客観的に分けることができ、経済的に同一である約定に異なる会計処理を適用する必要がなくなる。
- 5.48 ボードは次のアプローチも検討し、却下した。
- ・ 全期間平均給与比例約定と現在給与約定を含めた、平均給与に基づくすべての約定を給付建てに分類する。ボードは、固定収益の約定を変動収益の約定と区別する概念的根拠は存在しないので、このアプローチを却下した（5.32項を参照）。
 - ・ 全期間平均給与比例約定を含めた、平均給与に基づくと説明されているすべての約定を給付建てに分類し、現在給与に基づくと説明されているすべての約定を拠出ベースに分類する。ボードは、経済的に同一である約定の会計処理を説明のされ方に応じて区別することになるので、このアプローチを却下した（5.33項から5.37項を参照）。
 - ・ 従業員の退職直前の数年における平均給与に基づくすべての約定を、拠出ベースに分類する。このプロジェクトにおいて典型的な給付建約定の会計処理を変更するつもりはないので、ボードはこのアプローチを却下した。

その他の退職後給付約定

- 5.49 退職後生命保険や退職後医療等のその他の退職後給付約定の会計処理を検討することは、このプロジェクトの範囲外である。IAS 第 19 号はこれらの給付を給付建てに分類している。
- 5.50 ボードは、これらの約定を、生命保険又は医療の将来市場価格を退職時にもたらす収益保証付きの任意の拠出として表現することができることに留意した。しかし、その収益は、資産、資産グループ又は指数からの収益の変動に連動していない。したがって、これらの約定は拠出ベース約定の定義を満たさない。
- 5.51 当該約定は、0 パーセントの固定収益を伴う従業員の勤務期間の開始時に行われる、1 回の拠出として表現することもできる。拠出金の価値は、生命保険又は医療の先物価格に相当する。拠出ベース約定の定義は、拠出金はその拠出に係る期間の末日に既知であることを求めている。したがって、生命保険又は医療の先物価格に相当する拠出という給付の表現は、拠出ベースの定義を満たしていない。

権利確定条件から独立した定義

- 5.52 拠出ベース約定の定義は、権利が確定した給付と権利が未確定の給付に適用される。これは、権利が未確定の拠出ベース約定を、このプロジェクトにおいて、権利が確定した拠出ベース約定と同じように取り扱うというボードの決定を踏まえている（6.3 項から 6.5 項を参照）。つまり、権利が未確定の約定は、他のすべての事項が同じで、報告日に権利が確定している拠出金を有する拠出ベース約定の定義を満たすならば、拠出ベースである。

人口統計上のリスクから独立した定義

- 5.53 人口統計上のリスクは、受給者グループに約束された給付に対する負債が、そのグループの構成員の特徴の変化によって変動するリスクである。例えば、長生きリスクは、受給者が予想よりも長く生きるために債務が増加するリスクである。ボードは、長生きやその他の人口統計上のリスクが給付約定の分類に影響を及ぼすべきか否かを検討した。拠出ベース約定の会計処理を取り扱うという IAS 第 19 号の改訂の主な理由は、IAS 第 19 号に含まれる予測単位積増方式を、拠出金に係る約定収益を含んだ約定に適用することによる問題を解決することにあつた。人口統計上のリスクがあるために給付約定を拠出ベースに分類することができないならば、拠出金

に係る約定収益及び人口統計上のリスクを含む約定の会計処理は解決されないことになる。これは、予測単位方式の適用による問題が、非常に多くの約定について解決されないことを意味する。したがって、ボードは、人口統計上のリスクは給付約定の分類に影響を及ぼすべきではないと判断した。

- 5.54 この結論は、拠出ベース約定には、退職時における給付算定式が、退職時の累積一時金に適用される固定された年金変換率を指定する約定が含まれる、ということの意味する。例えば、次のような約定である。

約定 12

事業主は、各勤続年に対し、従業員の給与の 5 パーセントを別個の基金に拠出することを約束する。退職一時金は、累積された拠出金に拠出金の投資収益を加算したものに相当し、固定された年金率で年金に変換される（すなわち、年金購入費用は、退職日の市場の率で決まるのではなく、約定がなされた時点で固定される）。その年金額は、退職した従業員の生存期間にわたり毎月支払われる。

約定 13

事業主は、勤務初日に CU100,000 を別個の基金に拠出することを約束する。退職一時金は、拠出額 CU100,000 に 0 パーセントの固定収益を加算したものである。この一時金は固定された年金率で年金に変換される（すなわち、年金購入費用は、退職日の市場の率で決まるのではなく、約定がなされた時点で固定される）。これは、退職した従業員の生存期間にわたる年 CU1,000 の給付を生む。

- 5.55 約定 12 において、約定収益は、基金の投資収益のみに連動しているのではなく、長生きリスクに連動している要素をも含んでいる。それは、次の理由で、拠出ベース約定の定義を満たしている。
- (i) 従業員の現在給与の 5 パーセントの拠出額は、権利確定リスクと人口統計上のリスクを除いては、その拠出に係る期間の日に既知である。
 - (ii) 拠出金に係る収益は、基金内の投資収益に連動しており、よって、資産グループからの収益に連動している。
- 5.56 約定 13 は、CU100,000 の一回の拠出により積み立てられる一時金と 0 パーセントの約定収益を含んでいるため、拠出ベース約定である。そして、これは固定された年金変換率を使って年金に変換される。約定 13 は約定 12 に類似する。両者とも、拠

出金と約定収益により積み立てられる一時金に適用される固定年金変換率を組み込んでいるからである。約定 12 において、約定収益は拠出からの投資収益に連動している。約定 13 において、約定収益は 0 パーセントに固定されている。

勤務に依存しない所定の額が退職後に定期的に割賦で支払われる約定

- 5.57 ボードは、勤務に依存しない所定の額が退職後に、定期的に割賦で支払われる約定は約定 13 のような約定と同一であることを留意した。例えば、

約定 14

事業主は、従業員の勤務期間にかかわらず、従業員の退職後、従業員が死亡するまで、毎年、年 CU1,000 を給付することを約束する。

- 5.58 何人かは、約定 14 は、唯一の所定のパラメーターが支払フェーズ中に毎年受け取る給付であるゆえに、給付建約定であると考えている。また、約定 14 は拠出の積立と約定収益によって表現されない。したがって、この見解を持つ人達は、企業は約定 14 を給付建約定に分類すべきであると主張する。
- 5.59 しかし、ボードは、企業は同一である給付を、説明のされ方が違っていても、同じように会計処理すべきであると考えている。したがって、ボードは、企業は約定 14 を拠出ベースに分類すべきであると考えている。

複数の結果を伴う給付約定

- 5.60 給付約定は複数の給付事象を指定する場合がある。例えば、給付約定は、従業員の受け取る給付のタイプが、給付支払の契機となる給付事象に応じて異なることを指定する場合がある。例えば、事業主は従業員に対し、その従業員が退職時まで生存している場合には拠出建給付を、その従業員が退職前に死亡した場合には給付建ての業務上の死亡に対する寡婦年金を約束する場合がある。この場合、従業員には、異なる事象に応じて異なる給付を受け取る可能性がある。異なる給付事象タイプに応じて異なる給付を受け取るオプションの会計処理は、このプロジェクトの範囲外である。ボードはこれらの約定をこのプロジェクトにおいて扱うことはできない。これらの約定を扱うと、このプロジェクトを期限までに完了できなくなる。
- 5.61 給付約定は、また、同一の給付事象に対して複数の額を指定する場合がある。例え

ば、給付約定は、単一の給付事象に対して複数の額のうちいずれか高い方の額を受け取るオプションを組み込んだ給付を従業員が受け取ることを指定する場合がある。例えば、事業主は従業員に対し、累積拠出金に拠出金に係る実際投資収益を加算したもの又は所定の額のいずれか高い額の方に相当する退職一時金を約束する場合がある。この場合、従業員は、指定された給付事象の発生時に2つの額の「いずれか高い額」を受け取るオプションを有する。こうした「いずれか高い額の」オプションの会計処理は、第10章で扱われている。

第 6 章 拠出ベース約定に関する認識の論点

- 6.1 この章では、拠出ベース約定の認識に関連する問題、特に、次の点を取り扱う。
- ・ 権利が未確定である給付の認識
 - ・ 給付の配分
 - ・ 事業主は、報告日の直後に離職するとした場合に従業員に対して支払わなければならない金額が、報告日に事業主の負債として認識した金額を超えるときに、追加負債を認識すべきか否か
- 6.2 ボードの予備的見解は次のとおりである。
- ・ 権利が未確定の拠出ベース約定は、負債として認識されるべきである。
 - ・ 拠出ベース約定からの給付は、給付算定式に従って配分され、認識されるべきである。
 - ・ 従業員が報告日の直後に離職するとした場合に、事業主が従業員に対して支払わなければならない金額を反映させるために、追加負債の認識を求めるべきではない。

権利が未確定の給付

- 6.3 いくつかの給付約定には権利確定条件が付いている。つまり、従業員は、所定の（通常は勤務期間に関する）条件を満たさない限り、給付を受け取れない。IAS 第 19 号は、権利確定条件が拠出建制度に及ぼす影響について論じていない。給付建制度に関し、IAS 第 19 号の結論の根拠は、「給付建制度の下で約束された給付への対価として従業員が勤務を提供したときには、企業は当該制度に基づく債務を有する」（BC13 項）と述べており、「受給権が確定していなくても債務は存在する」（BC14 項）としている。したがって、IAS 第 19 号は、権利が未確定の給付建約定を負債とみなしている。
- 6.4 権利が未確定の給付は負債であるという結論は、議論の的となってきた。何人かは、権利が未確定の給付は IAS 第 37 号の推定的債務に当たり、よって、負債の定義を満たしている、と考えている。他の人は、権利が未確定の給付について、*現在債務*は存在しない、又は事業主は受給権の確定前に雇用契約を打ち切ること等により経済的資源の流出を回避する措置を講じることができるので、債務は存在しないと考えている。

6.5 権利が未確定の給付が負債であるか否かの問題は、このプロジェクトの範囲外である（第1章を参照）。ボードは、拠出ベース約定のみに適用される結論を下すことにより、給付の会計処理に関するこの問題を検討しないことを決めた。したがって、このプロジェクトにおいて、ボードは、IAS 第19号の規定に整合させ、権利が未確定の拠出ベース約定を負債とみなす。

給付の配分

6.6 ボードは、拠出ベース約定に関する負債をいつ認識すべきであるかを検討した。IAS 第19号は、いくつかの給付建制度を除いて（以下参照）、給付算定式に従った給付の配分に基づく認識を求めている。

6.7 IAS 第19号は、退職後給付約定に関して認識される負債を算定するという点において、全般的に給付算定式に依存しており、ボードは、これを変更することはこのプロジェクトの範囲外であると決定した。

6.8 しかし、ボードは、勤務の後半に給付が著しく増加する給付算定式である場合、その給付算定式から逸脱することを求めるべきか否かを検討した。この場合、給付算定式に従うということは、企業において後半の年に認識する費用の額が前半の年に認識する額を上回ることを意味する。こうした状況において、IAS 第19号は次のことを求めている。

- 拠出建制度については、給付算定式から逸脱しない。例えば、拠出建制度が、入社後の最初の10年間の勤務年においては現在給与の5パーセント、次の10年間においては10パーセントの拠出を約束した場合、後半において稼得する給付が前半において稼得する給付を上回るという事実は、会計処理に影響を及ぼさない。企業が、稼得される給付が後半に増えることを見越して、前半に負債を発生させることはない。
- 企業は、給付建制度の総給付を、定額基準で各勤務期間にわたって配分する。つまり、いくつかの給付建制度において、給付の配分は給付算定式に従わずに行われる。

6.9 ボードは、次の理由により、拠出ベース約定に関しては、こうした状況において給付算定式から逸脱することを企業に容認しないことを決めた。

- これを容認すると、あるいはこれを求めると、測定が複雑になる。第7章におけるボードの予備的見解は、拠出ベース約定を、企業は給付約定の条件が変化しないと仮定して公正価値で測定すべきである、というものである。配

分された額の公正価値を計算することは有意義ではない。

- これを容認しないことにより、IAS 第 19 号の拠出建ての定義を満たしている約定は、IAS 第 19 号の現行版の規定するとおりに会計処理される。

追加負債の認識

- 6.10 IAS 第 39 号「金融商品：認識と測定」は、次のように述べている。
- 要求払いの特徴を備えた金融負債（例えば、要求払預金）の公正価値は、要求払額を、当該金額の支払要求ができる最初の日から割り引いた金額を下回らない。^{*}
- 6.11 第 7 章は、拠出ベース約定の公正価値に基づいた測定について述べている。ボードは、IAS 第 39 号が求めるものに類似する最低公正価値を、拠出ベース約定の測定に適用すべきか否かを検討した。こうした求めは、従業員が報告日の直後に離職した場合に、事業主が支払わなければならない給付によって算定される追加額を、企業が認識するという結果をもたらす。この給付は、受給権が直ちに確定し、かつ、従業員に対して約束された収益率が現在価値の算定に使用される割引率を下回る場合、予想される従業員の退職時に支払われるべき給付の現在価値をおそらく上回るだろう。
- 6.12 ボードは、次の理由により、従業員が報告日の直後に離職した場合に、事業主が支払わなければならない給付によって算定される追加額を、企業は認識すべきではないと決定した。
- IAS 第 19 号は、その他の退職後給付約定に関する追加的な負債の認識を求めている。IAS 第 19 号の結論の根拠の BC63 項から BC65 項は、IASB はこうした状況における追加最小負債の認識の求めを検討したものの、却下したと述べている。IASB は、「こうした負債の追加的な測定は混乱を生じさせるおそれがあり、レリバントな情報を提供しない。「フレームワーク」の継続企業的前提及び負債の定義に矛盾するものでもある」と結論付けた。
 - 受給権が確定しているか否かによって異なる会計処理をもたらす。問題の追加額は、受給権が確定している給付についてのみ生じ得る。ボードは、このプロジェクトにおいて、権利が確定した給付と未確定の給付に一貫した会計処理を適用することに決めた。

^{*} IAS 第 39 号第 49 項

将来の期間に稼得する給付の認識

- 6.13 拋出ベース約定には、将来の期間に稼得される給付に所定の収益を適用するという約定が含まれ得る。ボードの予備的見解では、企業は将来の期間に稼得される給付又は給付に係る収益に関する負債を認識すべきではない。企業はこれらの給付を支払う現在債務を負っていない。

第7章 拠出ベース約定の測定—中心的な論点

- 7.1 この章は、ボードが拠出ベース約定の測定に求める特徴について述べている。ボードは次の点を検討した。
- ・ 会計単位の識別
 - ・ 測定属性の選択
 - ・ IAS 第 19 号が現在、拠出建制度に分類している制度への影響
- 7.2 ボードの予備的見解では、企業は拠出ベース約定に関する負債を、給付約定の条件が変化しないと仮定して、公正価値で測定すべきである。この章では、この予備的見解の根拠を述べる。

会計単位の識別

- 7.3 拠出ベース約定は、次の 2 つの構成要素に分けることができる。
- ・ 拠出額
 - ・ 約定収益（ある場合）
- 7.4 ボードは、企業が拠出ベース約定の 2 つの構成要素を別々に測定すべきか否かを検討した。何人かは、拠出ベース約定の拠出要素は IAS 第 19 号の拠出建制度に類似する、と考えている。したがって、ボードは、拠出額を IAS 第 19 号の拠出建制度と同じように測定すべきか否かを検討した。同じように測定すべきであれば、ボードは、IAS 第 19 号の拠出建制度内に存在していない約定収益の測定属性を検討するだけでよい。
- 7.5 しかし、拠出額に関する負債を約定収益と異なった方法で測定するアプローチでは、同一の経済的義務について異なった会計処理をもたらしかねない。例えば、受給権が 5 年後に確定すると仮定した場合、次の約定は経済的に同一である。
- ・ 5 年後に一時金 CU1,340（すなわち、CU1,340 の拠出金に 0 パーセントの固定収益を加算したもの）を支払う約定と
 - ・ 5 年後に一時金 CU1,000 に年 6 パーセントの固定収益を加算したものを支払う約定
- 7.6 拠出額と約定収益に異なる測定属性を適用すると、表現のされ方によって負債の測定が異なるという結果を生む。これは会計処理の裁定の機会を生む。したがって、

ボードは、拠出額と約定収益の測定属性を単一にすべきであると結論付けた。つまり、会計単位は拠出ベース約定の全体である。

測定属性の選択

7.7 ボードの目的は、拠出ベース約定に関し、その約定から生じる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を財務諸表利用者に対して提供する測定属性を選択することにある。ボードは、次の特徴を備えた測定アプローチはその目的に適うと考える。

- ・ 将来キャッシュ・フローの見積り
- ・ 貨幣の時間価値の影響
- ・ リスクの影響

7.8 これらの特徴は測定属性に応じて異なる。例えば、キャッシュ・フローの見積りには現在と過去があり、割引きは明示的に組み込まれる場合があり、明示的又は非明示的なリスクに対する引当が含まれる場合がある。7.9 項から 7.35 項は、各特徴を拠出ベース約定の測定にどのように、どの程度まで含めるべきかを検討している。7.36 項から 7.40 項は、拠出ベース約定に関して有用な測定属性を実現するためには各特徴をどのように組み込むべきかに関する、ボードの予備的見解を導いている。

キャッシュ・フローの見積り

キャッシュ・フローの見積りの全体的な目的

7.9 7.7 項は、退職後給付負債の測定に盛り込まれるべきとボードが考える特徴を識別している。第 1 の特徴は、給付債務から生じる将来キャッシュ・フローの見積りである。ボードは、IAS 第 19 号に沿って、当該キャッシュ・フローの見積りに関してハイレベルのガイダンスを与えるつもりであり、年金数理のテキストに見られるような詳細なガイダンスを与えるつもりはない。要するに、ボードの予備的見解は、給付負債の測定において、企業は次の条件を満たしている将来キャッシュ・フローの見積りをすべきである、というものである。

- (a) 明示的であり、
- (b) 観察可能な市場要因に可能な限り整合的であり、
- (c) 当該債務から生じるすべてのキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関するすべての入手可能な情報を、バイアスのない形で盛り込み、かつ、
- (d) 現時点のものである。すなわち、報告期間の末日に存在する条件に一致して

いる。

明示的な見積り

- 7.10 何人かは、キャッシュ・フローの見積りは常に明示的であるべきと考えている。IAS 第 19 号は、明示的な仮定に、給付建約定の費用の基礎となる変数を組み込むことを求めている。その他の人は、負債の全体的な測定の結果、実際のキャッシュ・フローがその測定値を上回る見込みがない場合は、明示的な見積りは不要である、と考えている。しかし、ボードの予備的見解では、明示的な見積りは、その企業の資源に対する従業員の請求権のより忠実な表現をもたらす。結果的にもたらされる情報は、利用者にとってより有用であり、より理解しやすく、IFRSs を他の負債、特に非金融負債 (IAS 第 37 号) に適用することによりもたらされる情報とより比較しやすい。

観察される市場価格との整合性

- 7.11 キャッシュ・フローの見積りに使用されるインプットの一部は、観察可能な市場変数に関係している。例えば、拠出ベース約定に株価指数のパフォーマンスに依存する収益が含まれている場合、その指数の値は将来キャッシュ・フローの市場の期待を反映している。何人かは、観察された率又は価格よりも説得力のある証拠がほかにあると企業が考える場合、その企業は当該変数を独自に見積るべきである、と考えている。また、何人かは、企業から第三者への移転が一般的に起きない（かつ不可能である）長期契約にとって、市場価格の短期的な変動はあまりレリバントではない、と考えている。
- 7.12 しかし、ボードの予備的見解は、測定は、観察される市場要因に整合していれば、よりレリバントであり、より信頼できる、というものである。なぜなら、その測定は、
- ・ その企業の独自の見積りを使用する測定ほど主観性が入り込まず、
 - ・ 市場参加者にとって入手可能なすべての証拠を反映しており、
 - ・ 私的な内部の指標を使用して生成された情報よりも、利用者が理解しやすい一般的に利用可能な指標を使ってなされる。
- 7.13 したがって、ボードの予備的見解は、キャッシュ・フローの見積りに使用するインプットは、可能な限り、観察される市場要因に整合させるべきである、というものである。つまり、企業は、株価指数の値などの観察可能な現時点での市場変数を、

調整せずに直接データとして使用する、ということである。

入手可能なすべての情報のバイアスのない使用

- 7.14 拋出ベース約定に関連するキャッシュ・フローは不確実である。つまり、結果が複数になる可能性がある。何人かは、給付負債の測定には、起きる可能性が最も高い結果など単一のキャッシュ・フローの見積りを使用すべきである、と考えている。これは、給付建約定に対する IAS 第 19 号のアプローチである。
- 7.15 しかし、拋出ベース約定の負債の測定は、起きる可能性のある結果とそれらの起きる確率のすべての範囲に関する情報をとらえる場合に最も有用である。なぜなら、キャッシュ・フローの起こり得る変動に関する情報をより多く提供するからである。
- 7.16 ボードの予備的見解では、拋出ベース約定の負債の測定は、期待値アプローチに基づくべきというものである。期待現在価値は、キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均である。このアプローチは起こり得る結果のすべてを考慮する。
- 7.17 各キャッシュ・フローのシナリオに伴う確率の見積りは、中立的であるべきである。つまり、前もって決定された結果を得ること又は特定の行動を引き出すことを意図して、それらをバイアスのあるものにすべきではない。バイアスのある財務報告の情報は経済現象を忠実に表現し得ないので、中立性は不可欠である。特に、中立性は、キャッシュ・フローの見積りと関連する確率の見積りが保守的にも楽観的にもならないことを求める。

現時点での見積り

- 7.18 IAS 第 19 号は、給付建負債をキャッシュ・フローの現時点での見積りに基づいて測定することを求めている。ボードの見解は、企業は拋出ベース約定の測定に現時点での見積りを使用すべきである、というものである。その理由は次のとおりである。
- ・ 現時点での見積りは、企業の義務をより忠実に表現し、それらの義務と権利から生じるキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関してより有用な情報をもたらす。約定収益に係る不確実性と多くの拋出ベースの約定負債の長期性を考慮すると、キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する現時点での情報は利用者にとってレリバントである。
 - ・ 現時点での見積りは、企業に状況の変化の有無を検討することを求める。
 - ・ 入手可能な情報のすべてが測定に組み込まれる。

- ・ 現時点での見積りの使用は、非金融負債（IAS 第 37 号）及び一部の金融負債（IAS 第 39 号）に関する他の IFRSs に整合している。IAS 第 37 号と IAS 第 39 号は共に、将来キャッシュ・フローの現時点での見積りに基づいた測定を求めている。
- ・ 現時点での見積りの使用は、拠出ベースの負債及び制度資産の間の会計ミスマッチの可能性を低下させ、経済的ミスマッチを浮き彫りにする。

貨幣の時間価値

- 7.19 IAS 第 19 号は、報告日後 12 か月以上が経過した後に期日が到来する給付建負債及び拠出建負債に対して割引きを求めている。ボードの予備的見解は、拠出ベース約定の測定にも貨幣の時間価値を含めるべきというものである。キャッシュ・フローの見積りと同様に、貨幣の時間価値の現時点での測定を使用すべきである。

リスクの影響

- 7.20 拠出ベース約定の負債の測定にリスクの影響を含めることの目的は、将来キャッシュ・フローに関連する不確実性についての意思決定に有用な情報を利用者に提供することにある。
- 7.21 退職後給付約定においては、キャッシュ・フローの見積りの測定に必要な当初の取引価格が典型的な給付の取決めにはないため、負債に及ぶリスクの影響を観察することはできない。しかし、リスクの影響に対する調整は必要である。なぜなら、調整しないと、固定された将来キャッシュ・フローを伴う負債と、期待収益が同一である不確定の将来キャッシュ・フローを伴う負債との間に相違が生じないからである。何人かは、市場資産の価値の変動と相関しない要因（分散可能リスク）に対するリスク調整は必要ないという見解を持っている。ボードは、この見解又はこれが拠出ベース約定の測定に及ぼす影響については未検討である。
- 7.22 ボードは、拠出ベース約定が事業主を、典型的な給付建約定において一般的であるリスクの一部にさらさないことに留意した。例えば、拠出ベース約定は企業を給与リスクにさらさない（なぜなら、当期及び過去の期間の給付は将来の昇給の影響を受けないため）。ボードは、拠出ベース約定から生じる負債上の主なリスクを識別した。次のリスクである。
- ・ 資産ベースリスク、すなわち、約束された給付の負債が資産又は指数の価値の変動によって変動するリスク。資産ベースリスクは金融商品の市場リスク

に類似する*。

- ・ 人口統計上のリスク、特に、長生きリスク。しかし、多くの拠出ベース約定において、退職時の給付は一時金又は市場の率で設定された年金である。これらの場合、長生きリスクは積立フェーズの期間中、重要ではない。
- ・ 信用リスク、すなわち、企業が必要な支払いを行えないリスク。
- ・ 給付約定の条件が変化するリスク。

資産ベースリスク

- 7.23 資産ベースリスクの影響を適切に測定することは、ボードが拠出ベース約定の測定に行いたいと考える主な改善の1つである。ボードは、多くの場合、資産ベースリスクの影響は類似する資産の観察可能な市場価格を参照して算定できる、と考える。
- 7.24 したがって、ボードの予備的見解は、資産ベースリスクの影響を拠出ベース約定の負債の測定に含めるべきというものである。

人口統計上のリスク

- 7.25 7.22 項に記されているように、ボードは、多くの拠出ベース約定にとって、人口統計上のリスクは資産ベースリスクほど重要ではない、と考えた。しかしながら、ボードの予備的見解は、当該リスクが存在する場合、その影響は拠出ベース約定の測定に含められるべきレリバントな情報である、というものである。

信用リスク

- 7.26 ボードは、拠出ベース約定の測定に信用リスクを反映させるべきか否かを検討した。信用リスクとは、一般的にいて、金融商品の当事者の一方が相手方に対して金融損失を被らせるリスクである。もっと具体的にいえば、拠出ベース約定の場合であれば、それは、その給付約定の履行に充てられる資産（制度資産（もしあれば）と企業の資産の両者を含む）が不十分であるために、企業が必要な支払いを行えなくなるリスクである。信用リスクは、過去の勤務に係る給付に関する企業の負債の測定に重大な影響を及ぼす可能性がある。
- 7.27 基本的にボードは、負債の信用リスクの影響はその測定に含まれるべきレリバント

*市場リスクは、「金融商品の公正価値又は将来キャッシュ・フローが市場価格の変動によって変動するリスク」と定義されている。

な情報であると考える。

- 7.28 しかしボードは、拠出ベース約定に特有な信用リスクを織り込むことは重大な変更であり、次の理由により難しいかもしれないことに留意する。
- ・ 退職後給付と勤務との最初の交換は、当該リスクについて容易に観察可能な価格を提供しない。
 - ・ 拠出ベース約定の信用リスクは、当該約定の積立てといった、その他の負債特有の事項の影響を受ける場合がある。拠出ベース約定が信用格付けを得ることはまず無理であり、企業の信用格付けに必要な調整を行うのは難しいかもしれない。
- 7.29 ボードは、企業にとって信用リスクを考慮する必要がある他の一部の負債の測定にも、この問題が当てはまることに留意した。したがって、ボードは、7.28 項に記された問題が、拠出ベース約定に関する負債の測定から信用リスクを排除する根拠として十分であるとは考えなかった。しかし、ボードは、実務上の問題の解決方法に関する見解を聞きたいと考えている。

給付約定の条件が変化するリスク

- 7.30 ボードは、給付約定の条件が変化するリスクを、拠出ベース約定の負債の測定に反映すべきか否かを検討した。
- 7.31 給付約定の条件は、様々な理由により変化する可能性がある。例えば、法律の改正や業界慣習の変化の可能性がある。
- 7.32 ボードは、負債の測定には、企業が給付約定の条件の変更を決定する可能性を含め、起きる可能性のあるすべての将来事象を考慮すべきである、という主張に留意した。しかし、ボードの見解は、そのようにすると企業の債務の性質が忠実に表現されなくなる、というものであった。ボードは、会計単位は現在締結されている給付約定であって、将来に存在する可能性のある給付約定ではないと考えた。その項目の測定には、企業が必要な支払いを行えなくなる可能性を含むべきであるが、その項目自体の変更を含むべきではない。前者は給付約定に関する債務の信用リスクであるが、後者はそうではない。
- 7.33 したがって、ボードは、拠出ベース約定を給付約定の条件が変化しないという仮定に基づいて測定すべきと結論付けた。

拠出ベース約定の測定に関するボードの予備的見解の要約

- 7.34 ボードの予備的見解は、企業の拠出ベース約定に関する負債の測定には次の特徴を含むべきというものである。
- ・ 契約上のキャッシュ・フローの明示的で、バイアスのない、市場と整合し、確率加重された、現時点での見積り
 - ・ 予想される将来キャッシュ・フローについて、貨幣の時間価値を調整した現時点での市場割引率
 - ・ 給付約定の条件が変化するリスク以外のリスクの影響
- 7.35 ボードの見解では、これらの特徴を含んだ測定は、企業の財務諸表の利用者にとって、いくつかの点で有用である。
- ・ 約定収益から生じる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関するレリバントな情報を含んでいる。退職後給付約定に伴う不確実性と多くの約定が長期であることを考慮すると、当該情報は重要である。
 - ・ 非金融負債（IAS 第 37 号参照）と金融負債（IAS 第 39 号参照）の測定に将来キャッシュ・フローの現時点での見積りを求めている他の IFRSs に整合している。
 - ・ 組み込まれたオプション及び保証を分離する必要がない。なぜなら、それらの本源的価値と時間価値の両方についての市場に整合した見積りが測定に含まれているからである。組み込まれたオプション又は保証の特徴が相互依存的である場合、それらの分離は恣意的であってコストがかかる可能性がある。
 - ・ 観察可能な現時点での市場価格に可能な限り整合している。市場価格が、拠出ベースの負債の測定に使用されるすべてのインプットを裏付けることをできるわけではないが、そうした価格は利用者にとってより理解しやすく、より信頼できる指標を利用者に提供する。

測定属性の識別

- 7.36 7.34 項に記載された特徴を備えた測定属性は、測定の対象である負債の現実世界の経済属性を忠実に表現していれば、利用者にとって最も有用である。資産及び負債は、原価、減価償却後の原価、償却原価、公正価値等の様々な形態の現在価値といった、様々な属性を備えている。財務諸表で使用される属性は、時に、測定属性といわれる。
- 7.37 ボードは、拠出ベース約定の測定について、原価ベースの属性を検討しなかった。

企業と従業員の間での取引に関しては、原価ベースの属性を容易に観察することはできない。なぜなら、ある期間に対して従業員に給付を提供する原価は、従業員がその期間中に提供した勤務であるからである。また、原価ベースの属性は、入手可能な情報すべての現時点での見積りを使用していない。

- 7.38 ボードは、拠出ベース約定はデリバティブを組み込んだ契約に類似することに留意した。なぜなら、負債の決済に必要な将来キャッシュ・フローの変動の幅が広いからである。IAS 第 39 号は、デリバティブを公正価値で測定することを求めている。ボードは、公正価値はボードが測定に求めている特徴を備えているとともに、拠出ベース約定の負債の属性を忠実に表現している測定属性であることに留意した。それは IFRSs の利用者にとって馴染みの深い測定属性であり、「取引の知識がある自発的な当事者間で、独立第三者間取引条件により、資産が交換され、又は負債が決済される価額」と定義されている。
- 7.39 ボードは、ボードの望む測定を表現する明確で簡潔な方法は、給付の条件が変化しないと仮定した上での公正価値であると結論付けた。この測定属性の適用例を以下に掲げる。

例 1

事業主は、拠出金 CU1,000 に従業員の退職までの間、毎年、当該拠出金に市場の株式の総収益率を乗じたものを、退職時に支払うことを約束する。受給権は勤務初日に確定する。当該約定の公正価値（給付約定の条件が変化しないと仮定する）は信用リスクの影響を含んでおり、したがって、CU1,000 を下回る可能性がある。

例 2

事業主は、拠出額 CU1,000 に従業員の退職までの間、年 4 パーセントの固定収益を加算したものを退職時に支払うことを約束する。拠出の権利は勤務初日に確定する。当該約定の公正価値（給付約定の条件が変化しないと仮定する）は、CU1,000 に年 4 パーセントの複利を加算したものを、その約定に特有な信用リスクを反映した率で割り引いた額である。

- 7.40 ボードは、給付約定の条件が変化しないと仮定した上での公正価値は、公正価値ではない可能性があることを認識している。これは公正価値測定において取り扱われる問題である。

IAS 第 19 号が拠出建制度に分類している制度への影響

- 7.41 ボードは、IAS 第 19 号が拠出建制度に分類しているほとんどの退職後給付制度の会計処理を大幅に変更する意向にはない。IAS 第 19 号は、拠出建制度に関する負債を、従業員が勤務を提供した期間の終了後 12 か月以内に期日が到来しない場合は、優良社債の利率を使用して割り引いた上で、未払の拠出金として測定することを求めている。^{*}
- 7.42 IAS 第 19 号において拠出建制度に分類されている約定は、拠出ベース約定である。給付約定の条件が変化しないと仮定して、拠出額は公正価値で測定されるべきという提案は、未払の拠出金が優良社債の利率とは異なる率で割り引かれる可能性があるため、会計処理の変更をもたらす。
- 7.43 しかし、約定が IAS 第 19 号において拠出建てに分類されていて、企業が拠出に関連する期間の直後に拠出額を支払う場合には、測定上の変更の影響は重要でないだろう。ボードは、IAS 第 19 号において拠出建てに分類されている多くの約定について、このことがいえると考える。

^{*} IAS 第 19 号第 45 項は、「拠出建制度への拠出について、従業員が関連する勤務を提供した期末後 12 か月以内にその全額の期日が到来しない場合には、[優良社債の] 割引率を使用して、当該債務を割り引く」ことを求めている。

第 8 章 積立フェーズ後の給付の測定

- 8.1 拠出ベース約定と給付建約定の定義は、積立フェーズ中の給付約定の性質に依存する。従業員が給付を積み立てなくなった後、給付を支払う負債は、その負債の発生の方に依存しない。この章では、積立フェーズ後の給付を支払う債務の測定について述べる。
- 8.2 ボードの予備的見解は、企業は、支払フェーズと据置フェーズの給付に関する負債を、積立フェーズと同じように測定すべきというものである。

支払中の給付

- 8.3 給付が支払フェーズに入ると、事業主は、これまで繰り延べられてきた従業員への支払いに関する負債を決済する。これは、次の方法によってなされる。
- (a) 従業員への一時金の支払い。拠出ベース約定において、一時金は、拠出金に退職日までの拠出金に係る収益を加算したものからなる。
 - (b) 拠出金に退職日までの拠出金に係る収益を加算したものの価値への、市場の率による年金の（例えば保険会社からの）購入。当該年金の購入は、所定の時期まで、通常は従業員の死亡まで定期支払いを行う事業主の負債を決済する。事業主の見地に立つと、これは上記(a)と経済的に同一である。
 - (c) 所定の時期まで、通常は従業員の死亡までの定期支払い（年金）。当該定期支払いは、
 - (i) 従業員の退職日における市場年金率に基づく
 - (ii) 従業員の退職日における市場の率以外の年金率に基づく、又は、
 - (iii) 全期間平均給与の 50 パーセントなどのように他の要因に基づく
- 8.4 事業主が一時金の支払い又は年金の購入によりその債務を決済する場合、事業主はその負債を消滅させ、会計処理すべきものを残さない。これに対して、事業主が従業員に対して定期的に支払う義務を負う（そして、年金の購入によりその債務を決済しない）場合、事業主は会計処理すべき負債をもち続ける。
- 8.5 継続する債務は積立方式が違っていても同一となり得る。例えば、
- 約定 A** は、拠出金に投資収益を加算したものを、保証された率で年金に変換する拠出ベース約定である。約定 A では、退職後に毎年 CU100 を受け取る権

利が退職時に従業員に対して付与される。

約定 B は、最終給与の 50 パーセントを退職後に毎年受け取る権利を従業員に対して付与する給付建約定である。従業員の退職時の最終給与は CU200 である。したがって、この従業員には、退職後に毎年 CU100 を受け取る権利が付与される。

8.6 約定 A と約定 B の両方において、事業主は債務を決済しない限り、従業員が死亡するまで毎年 CU100 を支払う義務を負う。従業員の平均余命が同一であれば、約定 A の負債は約定 B の負債と同一になるはずである。しかし、支払フェーズの開始時に、事業主は次の負債を認識することになる。

- ・ 約定 A において、負債は、信用リスク調整後の 1 年当たり CU100 の年金の市場価格である。
- ・ 約定 B において、負債は、リスクマージンを伴わない、優良社債の利率で割引後の、1 年当たり CU100 である。

したがって、債務が同一であっても、すなわち、いずれも従業員が死亡するまで毎年 CU100 を支払うというものであっても、約定 A と約定 B の退職時の負債は異なる測定がなされることになる。

8.7 ボードは、次の事を求めるべきか否かを検討した。

- ・ 退職後は、約定 A と約定 B の測定を同一とする。これは、債務が同一であれば測定も同一であることを意味するが、退職日に約定 A と約定 B のいずれかにおいて利得又は損失を認識する必要性が生じる。
- ・ 約定 A と約定 B の測定を、積立フェーズにおける測定に整合させる。これは、経済的に同一である約定の額に差異を生じさせる。

8.8 ボードは、同一の債務は会計処理も同じようにすべきと考える。しかし、ボードは、債務の会計処理はその存在期間全体にわたって一貫しているべきである、とも考える。ボードは、これら 2 つの考え方が上記の例において両立し得ないことを認識している。ボードは、このプロジェクトにおいてこの矛盾を解決することはできない。なぜなら、プロジェクトの完了の遅れを回避するために、測定上の改善の範囲を抛出ベース約定に限定したためである。

8.9 ボードは、抛出ベース約定に関してボードが提案した会計処理は、IAS 第 19 号を改善させるものであると考えているものの、改善した会計処理を適用することによって、積立フェーズ後の会計処理の方法がより劣るものになるならば、それを企業に

求めるべきではないと考える。このプロジェクトにおいて給付建制度の会計処理を変えるつもりもない。したがって、ボードの予備的見解は、債務の会計処理はその存在期間全体にわたって一貫しているべきというものである。したがって、積立フェーズ後の拠出ベース約定は、給付約定の条件が変化しないと仮定して、公正価値で測定される。

- 8.10 ボードは、年金について市場価格を入手できない場合、支払フェーズ中の拠出ベース約定の測定に際して、企業は、人口統計上のリスク、特に長生きリスクの影響を含んだリスクマージンを算定する必要があることに留意した。ボードは、このマージンの算定に際して実務上の困難が生じる可能性があることを認識している。したがって、コメント募集の質問 10(b)は、企業が直面するであろう実務上の困難に関して見解を求めている。

据置フェーズにおける給付

- 8.11 給付が繰り延べられているとき、従業員はもはや勤務に関連した給付を稼得しないが、給付の受取りはまだ開始していない。ボードは、支払フェーズの間における負債の測定に関するボードの提案を考えた場合、据置フェーズにおいて測定の方法を変える理由を見い出せなかった。したがって、ボードの予備的見解では、据置フェーズにおいて、給付は積立フェーズにおける約定の分類に従って測定されるべきである。

第9章 拠出ベース約定の分解、表示及び開示

- 9.1 この章では、拠出ベース約定の分解、表示及び開示について述べる。ボードの予備的見解は次のとおりである。企業は、
- ・ 拠出ベース約定に関する負債の価値の変動を、勤務費用とその他の価値変動に分解すべきである。
 - ・ 拠出ベース約定に関する負債の価値のすべての変動及び制度資産上のすべての変動を、純利益に含めて表示すべきである。
 - ・ リスクを伴う拠出ベース約定に関する負債についての情報を開示すべきである。関連する制度資産についての情報も開示すべきである。

拠出ベース約定の構成要素の分解

- 9.2 IAS 第 19 号は、拠出建制度の費用の分解を求めている。1 期間に関して支払われるべき拠出金はその期間における勤務に関連する費用に相当し、以後の期間において再測定は行われない。企業はその期間に関して支払われるべき拠出金を、純利益に含めて認識する。
- 9.3 給付建制度に関し、IAS 第 19 号は、給付建負債の変動を勤務費用、利息費用及び保険数理差損益に分解することを求めている。
- 9.4 勤務費用は、当期における従業員の勤務から生じる給付債務の現在価値の増分である。勤務費用をその他の費用の構成要素から分解することは、従業員に関し繰り返し発生する費用についての情報を提供するので、財務諸表利用者にとって有用である。拠出ベース約定において、1 期間の勤務費用は、その期間の拠出ベース約定に関する負債として当初に認識された額である。
- 9.5 ボードは、IAS 第 19 号が給付建約定に求めているように、拠出ベース約定に関する負債のその他の変動を、利息費用と保険数理差損益に分解することを企業に求めるべきか否かを検討した。
- 9.6 利息費用は、その期間における債務の資金調達費用に相当する。利息費用の開示は、社債、その他の金融商品及び IAS 第 37 号の範囲内の負債などの一部のその他の負債に関して求められている。それは、時の経過及び給付が 1 期間だけ決済に近づいたという事実を反映している。企業は拠出ベース約定の利息費用を、期首における

負債の公正価値の非明示的な割引率を使って計算することができる。財務諸表の利用者の何人かは、利息費用の識別と開示は、直接的に観察することが不可能であるとしても、意思決定に有用であると述べている。

- 9.7 しかし、負債の公正価値の算定に際しては、市場金利、現金の受払い、時の経過及び人口統計上の仮定など、多数の相関する仮定が使用されている。これらの相関する仮定は、利息費用とその他の公正価値変動の分解を客観的に達成することが不可能であることを意味している。多くの拠出ベース約定のように、保証又はオプションを組み込んだ約定においては、特にそうであるといえる。
- 9.8 金融商品に関する聴き取り調査において、何人かの利用者は、IAS 第 39 号の範囲に含まれる金融商品の公正価値の変動の分解が、意思決定に有用ではないことを示唆した。ボードは、この情報は金融商品特有のものであって、退職後給付負債には当てはまらない可能性があることに留意した。しかし、ボードは、結局、拠出ベース給付に係る負債の価値の変動の分解は、勤務費用をその他の公正価値変動から識別することを超えると、追加情報の便益を上回る複雑性を加えることになると考える。したがって、ボードの予備的見解では、拠出ベースに係る負債の価値の変動の分解は、勤務費用とその他の公正価値の変動への分解のみに留めるべきである。

拠出ベース約定の構成要素の表示

- 9.9 第 3 章は、ボードは給付建約定の最良の表示アプローチに関して予備的見解を取りまとめなかったと述べた上で、3つの表示アプローチを示している。3つのアプローチのすべてにおいて、当期における雇用費用を意味する勤務費用は純利益に含めて表示される。
- 9.10 その他の公正価値変動に関し、ボードは次のとおり留意した。
- アプローチ 1 において、給付建債務のすべての変動は純利益に含めて表示される。アプローチ 2 とアプローチ 3 において、一部の構成要素はその他の包括利益に含めて表示される。しかし、アプローチ 2 とアプローチ 3 は、拠出ベースの負債の変動を上記の提案以上に分解することを求める。
 - IAS 第 39 号に従って公正価値で測定された金融負債の変動は、純利益に含めて表示される。
- 9.11 したがって、ボードの予備的見解は、企業は拠出ベース約定から生じる勤務費用とその他の公正価値の変動を、純利益に含めて表示すべきというものである。整合性

を考えて、企業は、制度資産のすべての変動も純利益に含めて表示すべきである。

- 9.12 ボードは、拠出ベース約定の価値変動の分解及び第 3 章に含まれる給付建約定の表示アプローチに関する予備的見解の再審議を踏まえ、この予備的見解をレビューする予定である。

開 示

- 9.13 ボードは、公開草案を作成する際に、すべての退職後給付約定の開示規定を、包括的にレビューする意向にある。拠出ベース約定に関し、ボードの予備的見解は、企業はリスクを伴う拠出ベース約定に関する負債を開示すべきである、というものである。企業は当該負債に関連する制度資産に関する情報も開示すべきである。

影 響

IAS 第 19 号が拠出建制度に分類している制度

- 9.14 拠出ベースの定義は、IAS 第 19 号において拠出建制度に分類されている制度が、拠出ベースに分類し直されることを意味する。しかし、拠出に係る期間の末日までに制度に対して拠出金が支払われる場合、拠出建制度の構成要素は勤務費用以外には存在しない。その他の公正価値の変動はない。IAS 第 19 号は拠出建制度への拠出金を純利益に含めて認識することを求めているので、この章での表示の提案は、多くの拠出建制度に対する表示の規定を変更しない。
- 9.15 IAS 第 19 号が拠出建制度に分類している約定は、必要な拠出金が支払われていれば、企業をリスクにさらさず、よって、IAS 第 19 号を超える追加開示をもたらさない。

給付建約定と拠出ベース約定の間の相違

- 9.16 本ペーパーは、給付建約定の会計モデルと拠出ベース約定の会計モデルについて述べている。給付建約定と拠出ベース約定は分解と表示の面で異なる。以下の表は分解と表示の面での相違点をまとめたものである。

	拠出ベース約定	給付建約定
制度資産及び給付負債の価値変動は	・ 勤務費用 ・ 給付約定の条件が変化	・ 勤務費用 ・ 利息費用

	拠出ベース約定	給付建約定
次の構成要素に分解される	しないと仮定した、給付負債のその他の公正価値変動 ・ 制度資産の価値変動	・ 保険数理差損益（制度資産の価値変動を含む）
純利益に含めて表示される変動	制度資産及び給付負債のすべての価値変動	アプローチ 1：すべての変動 アプローチ 2：勤務費用と一部の保険数理差損益 アプローチ 3：勤務費用、利息費用、利息収入及び一部の保険数理差損益
その他の包括利益に含めて表示される変動	なし	アプローチ 1：なし アプローチ 2：利息費用及び一部の保険数理差損益（制度資産の価値変動を含む） アプローチ 3：一部の保険数理差損益（制度資産の価値変動を含む）

9.17 何人かは、拠出ベース約定に関するボードの提案が採用されると、経済的に類似する約定との間で会計処理が異なることになると考えている。したがって、何人かは、拠出ベース約定に関するボードの提案の影響を最小限に抑えるため、拠出ベース約定の表示と給付建約定の表示をできる限り整合させるべきと考えている。したがって、コメント募集は、拠出ベース約定に関する負債の変動の分解と表示は、給付建約定に関する規定に倣うべきか否かを尋ねている。

第 10 章 「いずれか高い額の」オプション付き給付約定

10.1 この章では、「いずれか高い額の」オプション付き給付約定に関するボードの提案について述べる。ボードの予備的見解は次のとおりである。

- ・ 退職後給付約定が給付建約定と拠出ベース約定のいずれか高い額の方であるとき、企業は、「主たる」給付建約定を給付建約定と同じように認識して会計処理し、「いずれか高い額の」オプションを別途認識すべきである。
- ・ 企業は、主たる給付建約定とは別に認識される「いずれか高い額の」オプションを、その給付約定の条件が変化しないと仮定して、公正価値で測定すべきである。
- ・ 企業は、主たる給付建約定とは別に認識される「いずれか高い額の」オプションを、勤務費用とその他の価値変動に分解し、両構成要素を純利益に含めて表示すべきである。

「いずれか高い額の」オプションの別途の認識

10.2 退職後給付約定は、ある場合では、2 つの約定のいずれか高い額の方である。こうした約定には次のものがある。

- (a) 2 つの給付建約定のいずれか高い額の方。このプロジェクトの範囲は、拠出金に係る約定収益を組み込んだ制度を扱うことに限定されているので、この種の約定はこのプロジェクトの範囲外である。ボードは、下記の論点、特に 10.4 項の論点は、2 つの給付建約定のいずれか高い額の方という約定にも当てはまるが、このプロジェクトではそれらの論点を扱わないことにした。企業はこれらの約定を給付建として会計処理し続けることになる。
- (b) 2 つの拠出ベース約定のいずれか高い額の方。この種の約定は、単一の拠出ベース約定として、例えば、株価指数に連動する収益と保証された最低収益の高い方として表現される。これらの約定は拠出ベース約定である。
- (c) 給付建約定と拠出ベース約定のいずれか高い額の方。例えば、

事業主は、(a)と(b)のいずれか高い額の方に相当する給付を約束する。

- (a) 従業員の各年の勤務に対して、現在給与の 5 パーセントに相当する、基金に払い込まれた一時金給付。約束された退職給付は、拠出額に所定の株価指数からの毎年の収益率をもって複利で計算される利息を加算した金額に相当する一時金である。
- (b) 各年の勤務に対して、最終給与の 5 パーセントに相当する一時金給付。

- 10.3 ボードは、2つの給付約定のいずれか高い額の方の識別と測定のガイダンスを、10.2 項(c)記載のガイダンス以外に作成する必要はない、と結論付けた。ボードは、同項記載の約定を、
- (a) 給付建約定にすべきか、
 - (b) 拠出ベース約定と給付建約定のいずれにも当てはまらないカテゴリーとして取り扱うべきか、
 - (c) 拠出ベース約定にすべきか、
 - (d) 主たる約定と「いずれか高い額の」オプションに分離すべきか、
- 検討した。
- 10.4 ボードは、10.2 項(c)記載の約定は、提案された定義によれば、給付建約定であることに留意した。これらは、勤務期間に対する既知の拠出金と拠出金に係る収益の積立とは表現できないので、拠出ベースではない。よって、これらは、IAS 第 19 号における予測単位積増方式を使用して測定される。しかし、ボードは、この結果に満足しなかった。予測単位積増方式は、負債の期待値の計算に推定値を使用する結果、より高い便益を獲得するというオプションの価値を無視する。組み込まれた保証とオプションは、認識及び測定されることにより有用な情報を提供する価値を持っている。オプションの価値を無視することは、負債の過小評価をもたらす。したがって、ボードは、これらの約定について、他の給付建約定とは異なる取扱いをすべきと判断した。
- 10.5 ボードの予備的見解では、これらの約定を第 3 の給付約定のカテゴリーとして会計処理すべきではない。なぜなら、このプロジェクトにおいて、どの測定属性がこれらの約定に適用されるか明確でないからである。給付建約定に関する会計処理の包括的なレビューがまだ行われていない中で、これらの約定に新たな測定属性を適用するのは難しい。
- 10.6 ボードは、これらの約定を含めるために、拠出ベースの定義を変更すべきではないと判断した。なぜなら、ほとんど価値を持たない拠出ベースのオプションを給付建約定に加えると、その分類を変更し、異なった会計処理もたらしめるためである。このことは、経済的に類似する約定を給付建約定として会計処理するか拠出ベース約定として会計処理するかを選択するために約定を組成することを、企業に容認することになる。例えば、これらの約定が拠出ベースに分類されると、些少の保証を含んだ典型的な最終給与比例制度は、給付建てではなく拠出ベースに分類される。これは、給付約定の経済的な相違をもって正当化することのできない会計処理の相違をもたらす。

- 10.7 したがって、ボードの予備的見解は、企業はこれらの約定を主たる約定と「いずれか高い額の」オプションに分離すべきである、というものである。
- 10.8 ボードは、主たる約定を給付建約定とすべきであると判断した。したがって、高い方の拠出ベース約定を獲得するオプションの価値が小さいとき、その約定は給付建約定に類似する額で測定される。同様に、高い方の拠出ベース約定を獲得するオプションの価値が大きいつき、その約定はより大きい額の負債を反映する。このアプローチのメリットは、約定が実質的に給付建約定であり、重要でない拠出ベースオプションの付いたものである場合、IAS 第 19 号の予測単位積増方式を使用して会計処理され続けることである。
- 10.9 ボードは次のとおり判断した。企業は、
- (a) 主たる給付建約定を給付建約定として、給付建約定と同じように認識及び会計処理し、そして、
 - (b) 「いずれか高い額の」オプションを別途認識すべきである。

給付建ての主たる約定とは別途認識される「いずれか高い額の」オプションの測定

- 10.10 ボードは、企業は「いずれか高い額の」オプションをその本源的価値で測定すべきか否かを検討した。当該オプションの本源的価値は、給付建約定に関する負債と拠出ベース約定に関する負債の報告期間の末日における差異に相当する。しかし、当該オプションをその本源的価値で測定することは、
- ・ 報告日にアウト・オブ・ザ・マネーであるオプションの価値を無視する。
 - ・ 異なった測定アプローチ（給付建約定における予測単位積増と、拠出ベース約定における給付約定の条件が変化しないと仮定した上での公正価値）を反映する 2 つの数字の比較を求める。
- 10.11 ボードは、「いずれか高い額の」オプションの本源的価値の測定が、アウト・オブ・ザ・マネーであるオプション又は保証に関する情報を提供するとは考えない。
- 10.12 「いずれか高い額の」オプションは、事業主によって引き受けられた組込オプションに類似する。IAS 第 39 号は、オプションを含む組込デリバティブを公正価値で測定することを企業に求めている。したがって、ボードは、「いずれか高い額の」オプションを公正価値で測定すべきか否かを検討した。ボードは次の点に留意した。当該オプションを公正価値で測定することは、
- ・ 当該オプションの本源的価値と時間価値の両方を包含し、よって、債務をよ

り良く表現する。

- オプションの価値を直接的に算定することができるので、給付建約定と拠出ベース約定の双方の価値を算定することを事業主に対して求めない。
- 「いずれか高い額の」オプションが重要ではない約定は、主たる給付建約定に類似する額で測定され、「いずれか高い額の」オプションが高い価値を有する約定は、より大きい額の負債を反映することになる。
- IAS 第 39 号の金融オプションの処理と整合する。

10.13 しかし、第 7 章で述べたように、ボードは、退職後給付約定によりふさわしい測定属性は、給付約定の条件が変化しないと仮定した上での公正価値である、と考える。したがって、ボードの予備的見解は、企業は「いずれか高い額の」オプションを、拠出ベース約定に関して提案された測定に整合させて、給付約定の条件が変化しないと仮定して、公正価値で測定すべきである、というものである。

給付建ての主たる約定とは別に認識される「いずれか高い額の」オプションの分解と表示

10.14 第 9 章の提案との整合性を確保するため、ボードの予備的見解は、企業は主たる給付建約定とは別に認識される「いずれか高い額の」オプションを、勤務費用とその他の価値変動に分解し、両方の構成要素を純利益に含めて表示すべきというものである。

付録 A

給付約定の分類

約定	内容	分類と第 5 章の関係する項
約定 1	<p>事業主は次に相当する給付を約束する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最初の 15 年間の勤務に対しては、次のように積み立てられる一時金の給付：企業は、各勤続年に対し、給与の 8 パーセントの拠出金と、株価指数に係る収益に相当する拠出金に係る収益を支払う。 次の 15 年間の勤務に対しては、勤続年数に対し、最終給与の 3 パーセントに相当する一時金。 	<p>最初の 15 年間は拠出ベース、次の 15 年間は給付建て</p> <p>[5.6 項～5.7 項]</p>
約定 2	<p>事業主は、各勤続年に対し、従業員の給与の 5 パーセントをその報告期間中に基金に拠出することを約束する。退職時の給付約定は、所定の株価指数による複利での収益を加算した拠出金に相当する一時金である。</p>	<p>拠出ベース</p> <p>[5.9 項]</p>
約定 3	<p>事業主は、各勤続年に対し、従業員の現在給与の 5 パーセントを基金に拠出することを約束する。退職時の給付約定は、支払われた拠出金に当該拠出金に係る実際投資収益を加算したものに相当する一時金である。</p>	<p>拠出ベース</p> <p>[5.17 項～5.23 項]</p>
約定 4	<p>事業主は、各勤続年に対し、従業員の現在給与の 5 パーセントの名目的な拠出を行うことを約束する。退職時の給付約定は、名目的拠出金に所定の株価指数に係る各年の収益率で複利計算される利息を加算したものに相当する一時金である。</p>	<p>拠出ベース</p> <p>[5.26 項]</p>
約定 5	<p>事業主は、各勤続年に対し、従業員の現在給与の 5 パーセントの名目的拠出を行うことを約束する。退職時の給付約定は、拠出金に、拠出金に係る年 3 パーセントの固定収益を加算したものに相当する一時金である。</p>	<p>拠出ベース</p> <p>[5.30 項～5.32 項]</p>
約定 6	<p>事業主は、各勤続年に対し、従業員の現在給与の 5 パーセントの名目的拠出を行うことを約束する。退職時の給付約定は、拠出金に、拠出金に係る年 0 パ</p>	<p>拠出ベース</p> <p>[5.33 項～5.37 項]</p>

約定	内容	分類と第 5 章の関係する項
	一セントの固定収益を加算したものに相当する一時金である。	
約定 7	給付は、勤続年数に対し、従業員の給与の全期間平均の 5 パーセントに相当する、退職時の一時金である。	拠出ベース [5. 33 項~5. 37 項]
約定 8	給付は、勤続年数に対し、従業員の退職時点での最終給与の 5 パーセントに相当する、退職時の一時金である。	給付建て [5. 38 項]
約定 9	給付は、勤続年数に対し、従業員の退職直前 3 年の給与の平均の 5 パーセントに相当する、退職時の一時金である。	給付建て [5. 38 項~5. 48 項]
約定 10	事業主は、各勤続年に対し、基金に拠出を行うことを約束する。各勤続年における拠出は、直近 2 年の勤続年における従業員の給与の平均の 5 パーセントである。退職時の給付約定は、支払われた拠出金に相当する一時金である。	拠出ベース [5. 44 項~5. 46 項]
約定 11	給付は、勤続年数に対し、直近（すなわち、最終の）2年における従業員の給与の平均の 5 パーセントを乗じた金額に相当する退職給付一時金である。	給付建て [5. 44 項~5. 46 項]
約定 12	事業主は、各勤続年に対し、従業員の給与の 5 パーセントを別個の基金に拠出することを約束する。退職一時金は、拠出積立額に拠出金の投資収益を加算したものに相当し、固定された年金率で年金に変換される（すなわち、年金購入費用は、退職日の市場の率で決まるのではなく、約定がなされた時点で固定される）。その年金額は、退職した従業員の生存期間にわたり毎月支払われる。	拠出ベース [5. 53 項~5. 56 項]
約定 13	事業主は、勤務初日に CU100,000 を別個の基金に拠出することを約束する。退職一時金は、拠出額 CU100,000 に 0 パーセントの固定収益を加算したものである。この一時金は固定された年金率で年金に変換される（すなわち、年金購入費用は、退職日の市場の率で決まるのではなく、約定がなされた時点で固定される）。これは、退職した従業員の生存期間にわたる年 CU1,000 の給付を生む。	拠出ベース [5. 53 項~5. 56 項]
約定 14	事業主は、従業員の勤務期間にかかわらず、従業員	拠出ベース

約定	内容	分類と第 5 章の関係する項
	の退職後、従業員が死亡するまで、毎年、年 CU1,000 を給付することを約束する。	[5.57 項~5.59 項]

付録 B

0 パーセント固定収益を伴う現在給与約定と全期間平均給与比例約定の比較

この付録では、0 パーセントの約定固定収益を伴う現在給与約定が、全期間平均給与比例約定と経済的に同一であることを説明する。昇給に要する平均期間が現在給与約定の資格獲得勤務期間と同一であるとき、これらの約定は、従業員がいつ退職しても、まったく同一の給付を支給する。これは、現在給与約定において各年に約束された給付の合計額が、全期間平均約定における平均給付に年数を乗じた額に相当するためである。

次の約定を考えてみる。

約定 6

事業主は、各勤続年に対し、従業員の現在給与の 5 パーセントの名目的拠出を行うことを約束する。退職時の給付は、拠出金に、拠出金に係る年 0 パーセントの固定収益を加算したものに相当する一時金である。

約定 7

給付は、勤続年数に対し、従業員の給与の全期間平均の 5 パーセントに相当する、退職時の一時金である。

勤務年数を t 、第 t 年の給与を $Sal(t)$ とする。

約定 6 において、給付は現在と過去の各年の給与の 5 パーセントの積立額である。すなわち、

$$\begin{aligned} & [5\% \times Sal(1)] + [5\% \times Sal(2)] + \dots + [5\% \times Sal(t(1))] + [5\% \times Sal(t)] \\ &= 5\% \times [Sal(1) + Sal(2) + \dots + Sal(t(1)) + Sal(t)] \\ &= 5\% \times t \times [Sal(1) + Sal(2) + \dots + Sal(t(1)) + Sal(t)]/t \\ &= 5\% \times t \times [\text{全期間平均給与}] \end{aligned}$$

これは約定 7 における給付と同一である。

したがって、これら 2 つの約定の間にある唯一の違いは、給付算定式の表現の方法である。

付録 C

拠出ベース約定に関するボードの予備的見解と現行 IAS 第 19 号の規定の比較

IAS 第 19 号は一部の拠出ベース約定を給付建制度に分類している。次の表は、拠出ベース約定に関するボードの予備的見解と IAS 第 19 号の規定との間にある相違点を、簡潔にまとめたものである。

	IAS 第 19 号の規定	本ペーパーでの提案
1	退職後給付制度に適用する	退職後給付約定に適用する
2	定義は、事業主にとってのリスクに依存する	定義は、権利確定リスクと人口統計上のリスク以外は、積立フェーズ中に拠出金が既知であることと、資産、資産グループ又は指数に連動する約定収益に依存する
3	給付建制度は、拠出建ての定義を満たしていないものすべてである。	給付建制度は、拠出ベースの定義を満たしていないものすべてである
4	拠出建制度は、企業に固定された掛金額を別個の事業体（基金）に支払うことを求め、たとえ基金が従業員の当期及び過去の期間の勤務に関連するすべての従業員給付を支払うために十分な資産を保有しない場合でも、さらに掛金額を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しないものをいう。	拠出ベース約定は、積立フェーズ中の給付を次のとおり表現することのできる退職後給付約定である。 (a) 各報告期間について、権利確定リスク又は人口統計上のリスクの影響以外は、当該期間の末日に既知である実際の又は名目的拠出金の積立額、かつ (b) 実際の又は名目的拠出金に係る約定収益は、資産、資産グループ又は指数からの収益に連動している。拠出ベース約定は約定収益を含む必要はない。拠出ベース約定は、IAS 第 19 号が拠出建てに分類しているものを含む。
5	「いずれか高い額の」オプション付き給付約定は、給付建に分類される。	「いずれか高い額の」オプション付き給付約定は、主たる給付建約定と、別個の「いずれか高い額の」オプションに分離される
6	拠出ベース約定の測定 予測単位積増方式	給付約定の条件が変化しないと仮定した上での公正価値
7	「いずれか高い額の」オプション付き約定の測定 予測単位積増方式	2 つの給付建約定のいずれか高い額の方を約束している約定は、予測単位積増方式を使用して測定される。

	IAS 第 19 号の規定	本ペーパーでの提案
		<p>2 つの拠出ベース約定のいずれか高い額の方を約束している約定は、給付約定の条件が変化しないと仮定して、公正価値で測定される。</p> <p>給付建約定と拠出ベース約定のいずれか高い額の方を約束している約定は、次のように測定される。</p> <p>(a) 主たる給付建約定は予測単位積増方式を使用して測定され、</p> <p>(b) 「いずれか高い額の」オプションは、給付約定の条件が変化しないと仮定して、公正価値で測定される。</p>
8	<p>積立フェーズ後に給付を支払う債務の測定</p> <p>予測単位積増方式</p>	<p>給付建約定を通じて積み立てられた給付は、予測単位積増方式を使用して測定される。</p> <p>拠出ベース約定を通じて積み立てられた給付は、給付約定の条件が変化しないと仮定して、公正価値で測定される。</p>
9	<p>拠出ベース約定の分解</p> <p>給付建負債の変動を、勤務費用、利息費用及び保険数理差損益に分解する。</p>	<p>拠出ベース約定負債の変動を、勤務費用とその他の価値変動のみに分解する</p>
10	<p>表示</p> <p>給付建制度に関して。給付建約定の表示は第 1 章から第 3 章までの章でなされた提案を前提とする。</p>	<p>すべての変動を純利益に含めて表示する。</p>